

令和３年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和３年６月２１日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 東 郷 克 己	２ 番 山 崎 敦 志
	３ 番 田 中 陽 介	４ 番 橋 俊 明
	５ 番 坂 口 重 良	６ 番 岩 井 智 恵 子
	７ 番 津 村 俊 二	８ 番 矢 野 隆 行
	９ 番 長 谷 川 崇 朗	１ ０ 番 稲 垣 誠 亮
	１ １ 番 山 本 剛	１ ２ 番 鈴 木 市 朗
	１ ３ 番 工 藤 義 明	１ ４ 番 野 並 享 子
	１ ５ 番 東 郷 正 明	１ ６ 番 北 村 五 十 鈴
	１ ７ 番 荒 川 泰 宏	１ ８ 番 立 入 三 千 男

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	川 口 逸 司
教 育 長	西 村 健	政策調整部長	赤 坂 悦 男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬 野 明	市立野洲病院事務部長	市 木 不 二 男
総 務 部 長	川 端 美 香	市 民 部 長	長 尾 健 治
健康福祉部長	吉 田 和 司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾
都市建設部長	三 上 忠 宏	環境経済部長	武 内 了 恵
教 育 部 長	吉 川 武 克	政策調整部次長	川 尻 康 治
広報秘書課長	辻 昭 典	総 務 課 長	井 狩 勝

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田 中 千 晴	事 務 局 次 長	遠 藤 総 一 郎
書 記	辻 義 幸	書 記	井 上 直 樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（東郷克己君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事進行に当たりましては、本日も新型コロナウイルス感染防止の観点からマスクを着用しての発言、また換気のため随時休憩を取って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長（東郷克己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、6月18日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

まず、通告第13号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 皆さん、おはようございます。第5番、坂口重良でございます。

一般質問日としては3日目でございますが、週も替わりましたので、仕切り直しということではどうぞよろしくお願いいたします。

駅前に住む住民として、また議員として、駅前の話をしてから、駅前南口の整備について質問をいたしたいと思います。

平成22年10月、アサヒビール株式会社が市に対して駅前南口の所有地について売却の意向を示されました。売却の意向を示されてから、この土地の利活用について駅前自治会の会員の生活環境に大きな影響を及ぼすとのことで、私は行政に対してまちづくりの方向性の意思表示が重要との認識の下、駅前自治会内に15名の役員の皆さんと駅前まちづくり推進委員会を立ち上げました。

駅前には何もなく寂しい、また駅から雄大な自然が見ることができ、ほっとすると、相反する意見をひもときつつ、委員会は具体的で実現可能な将来像を描きました。その後、この土地に駅前南口市民病院建設計画が立ち上がりました。皆さんご存じの駅前建設賛成反対と、駅前を2分することとなりました。今では駅前建設反対は少数になりましたが、その中で市長は現地建て替え半額が公約で市長になりました。

そこで質問いたします。公約断念から駅前ブロック整備決定の判断理由、経緯と根拠、市民に対して説明義務があると思います。ご迷惑をおかけしているが、市民には説明して、理解してもらえないと述べられています。どのような説明の用意があるのかお答えください。お願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

坂口議員の駅前Bブロックでの病院整備の市民への説明について、1点目のご質問にお答えいたします。

まず、7月の「広報やす」において、これまでの経緯や判断理由などを分かりやすく、そして詳しく掲載する予定をいたしております。

次に、基本構想、基本計画の業務委託を発注し、その業務委託の中で、建物配置の決定、駐車場の課題解決を図り、収支計画などを策定し、それら駅前Bブロックの実現性の根拠を明確にし、市民説明会などを開催して丁寧に説明していく予定をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 公約やマニフェストというのは、自分の信念を貫き通し、訴え、議論を交わしていくものと思っております。

市長は当然ビジョンを描かれていると思うんですが、全然、私たちには見えてきません。

市長の南口整備の像が見えないからゆえに理解ができません。先日も駅前自治会に非公式に訪問をされました。私たちにも市民にもこんな駅前になると、しっかり説明をいただきたいと思います。

どのような駅前にしたいのか、再質問をいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） どんな駅前にというご質問でございますが、今申し上げられることと言いましたら、かねてから申していますように、Aブロックには商業施設を、にぎわいを創出するための商業施設を誘致し、また、Bブロックには病院を整備していくということしか今はお答えできないんですが、一つひとつこれから進めさせていただく中で見えてくるものを、先ほども申し上げましたけれども、市民の皆さん、もちろん議会の皆さんにご提示させていただこうというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 市長は現地建て替えが半額が公約で一緒になりました。選挙結果を理由にAブロックを否定されています。これは勝手な解釈だと私は思います。先日も市長の応援団の市民の方から、駅前ではないと言っていた市長がBブロックを提案された、私たちもずっと駅前では反対を唱えていたが、このままでは平行線であるので、Bブロックでと理解されたいと言われました。本当に心強い応援団がおられて羨ましい限りでございます。

それと、先ほど、駅前自治会に非公式に訪問された、これでどのようなお話があったかというのはお話しできませんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） その前に、今、坂口議員が申されました、何というんですか、選挙結果を勝手解釈しているというような表現を申されましたですけども、何をもって勝手解釈をしているというふうにお考えなのか、私には理由がちょっと分からないんですけども、あえて反問とかいたしません。

ただ、私は私自身、選挙結果を勝手解釈したことは一度もございません。そして、また先ほども申されましたけども、現地建て替え半額を公約にして選挙を戦うということをおっしゃっておられますけども、これも何度も同じことを申し上げております。駅前で約120億をかけて病院を整備することに対して、一貫して反対をしてきているわけです。し

たがいまして、その対案として現地建て替え半額でということを申し上げてきたわけでございます。

これについては、先般、３月議会でも申し上げましたとおり、断腸の思いで断念したということを申し上げました上で、２８日の特別委員会前に、その前日に、駅前自治会の役員さんのところへ非公式に行かせていただいたというのは、前の特別委員会でも坂口議員が申されましたことでお答えはさせていただきましたが、駅前Ｂブロックで病院を整備するのでという方向性をお示しさせていただきますと。

したがいまして、駅前自治会の方に今、今というのは当時ですけども、賛成していただくか反対かとかいうそういうことは一言も申し上げておりません。ただ、近隣でお住まいされておられる方々ですので、唐突にということは失礼かなと思ひまして、前にも申し上げましたけども、そういう意味で行かせていただきました。その深い意味も話合いも特にございませんでした。

逆に自治会さんのほうから、駅前はこういう思いがあるんやということもお聞きいたしました。それはあえて申し上げませんが、以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○５番（坂口重良君） それでは、次の質問をします。

市民の皆さんは駅前のＡブロック、Ｂブロックの区別がつかないと思います。７月発行の「広報やす」で明確に示すべきではないかと思います。先ほどちょっとお答えもいただきましたけど、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

７月発行の「広報やす」において、駅前Ａブロック、駅前Ｂブロックをそれぞれ図示して、明確に掲載する予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○５番（坂口重良君） 平成２４年からはＡ地区、Ｂ地区と呼んでいました。今まではＡブロック、Ｂブロックと呼んでおりますが、当時でも、Ａ、Ｂはシミュレーションして、病院、複合商業施設をワークショップで議論をされた場所でございます。

私たちは当たり前のようにＡ、Ｂと言っていますが、市民に理解をしてもらいやすいよ

うに配置図を示していただくようお願いいたします。

それでは、Aブロック5,400平米、Bブロック3,600平米、Bブロックの縦横、おおよそで結構ですが、メーター数で教えていただきたいと思います。

地図上から、また面積から逆算しますと、36メーター、100メーターということでございますが、具体的にお願いします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

Bブロックの長辺の長さが約111メートル、短辺が約33メートルとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 3,600平米というのは、決して狭小な面積ではないと思います。ただ、病院となると、非常に使いづらい形状になるのではと心配をしております。

逆に、動線的に複合商業施設であれば絵が描きやすいと思います。私もそうですが、この頃、大きな横に長い施設というのは歩くのがとてもしんどいです。まして、病院なら高齢者、病院には大変なことだと思います。土地の形状も考えたら、複合商業施設向きだと思うが、どう思われますか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

シンプルでというのが一つのキーワードというふうになっておると思いますけども、今の現在のH型の配置からI型にして、シンプルで経済的な建物というふうに考えておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） この話は後ほどでもさせていただきたいと思います。

それでは、4番目、仮にAブロック病院、Bブロック複合商業施設、Bブロック病院、Aブロック複合商業施設、いずれにしても駐車場の問題、位置や場所を解決することが必須であると思っております。市長の考えを教えてください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の駐車場の問題についてお答えをいたします。

まず、駅前Bブロック、病院の駐車場については今後進める基本構想・基本計画の中で、

患者の動線と自動車の動きを考え、さらにそれらのコスト比較をして、よりよい駐車場の配置を検討していき、また、その結果は議会や市民の皆様に改めてお示ししてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 私もいろいろ考えて配置をいたしておりますが、例えば、下水門線をAブロック側に膨らせて、Bブロックの面積を追加しても駐車場のスペースはあまり取れません。平成27年、野洲駅南口周辺整備構想でも駐車場についても非常に難儀をされておりました。

市長、駐車場の考えなしでは、AでもBでも解決はしないと思います。具体的に駐車場の場所というのは決まってないわけですよね。この見切り発車は駄目だと思います。セット品でちゃんと決定してから、私たちと議論していただきたいと思います。再度、答えていただきますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、坂口議員がおっしゃったとおり、セット物としてそういうものは考えていかなあかんというのは、そう思います。ただ、今、これから基本構想・基本計画の中で、何度も申し上げますけども、患者の動線と自動車の動きを考えて、これから考えさせていただくということで、先ほどから申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 私、先ほども、AでもBでも駐車場の考えなしでは解決しないということは、市長に申し上げました。その駐車場の考えなしでBという決定は出てこないと思うんですけど、具体的にお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 一つの事業を展開する中で、駐車場をまず考えて何々をするという場合もあるかもわかりません。否定はしませんけども、まず、市に限られているこの整備する土地の中で、いろんな課題解決をした上で課題を比較して、いろんなことを考えた上で最終的にBブロックで病院をとということで決断させていただきました。

これから、その病院がどういう形のどういうものを整備していくかによって、駐車場の位置も決まってくると思うんです。そういう意味で、私は、先ほど議員も言われたみたい

に、最初からセットで考えていくというのは、一応、整備をする上で駐車場も考えていきますということで、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） それでは、次に行きます。

Aブロック複合商業施設誘致の実現性と上手くいく根拠をご説明願います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目のAブロックの商業施設誘致の実現性と上手くいく根拠についてお答えをいたします。

商業機能を備えた施設の必要性は野洲駅南口周辺整備構想にも掲げており、実現性のある計画とするためにサウンディング型市場調査を行い、検討してまいります。その中で実現をしていくというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） Aブロックには大きな複合商業施設は野洲に必要ではないのではと私は思います。むしろ、Bブロックのほうがよいのだと私は思いますが、ただいまのうまい根拠説明、納得できません。説得力もございません。

今回、17日、18日の一般質問の答弁を聞いた市民の方がたくさん土曜日の日に私のところへ来られております。市長がAブロックで複合商業施設を考えているというのが本当に思っているのか、集客できるものが本当に来るんですか、市民が喜ぶものができるんですか、Aブロック複合商業施設、成功の自信のほどと私たちを納得させられる、Aブロックに商業施設ができて成功するという担保はあるのですか。再質問いたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） これ、Aブロックに商業施設、複合施設を誘致するということ、これ民間の力でお願いしようということで進めているわけですから、私も民間の経営者でもありますし、民間企業の経営者でもありますし、坂口議員も民間企業の経営者でもあるわけですから、成功することが100%あるのかないのかということは、一つひとつ積み上げてきた中で、これはいけるやろうという判断で事業展開をしてきたはずなんですよ。これも駅前にそういう商業施設を民間の力で誘致するということは、そこへ来てくれる企業さんというのはそういうことを当然分析した上で、これならいけるやろうという判断の中

で誘致というんですか、来ていただけるというふうに思っておりますので、うまくいくかいかないかいうのは企業にとっては命取りになりますので、そんな行政が建てて、そこへ企業を入れて、そしてやってもらってという話でしたら、そこがうまくいかないからいうので、民間が撤退したときには、どなたかの質問でもございましたけども、廃墟になるのではないかと、そんなことはないんですよ。

だから、来ていただく企業があるということは、それはそのぐらいの計画をきちっと立てた上でやってきていただいていると思いますので、うまくいくかいかないかは、当然、調査の上、していただけるものと思っておりますし、また、そういうためにも市としてサウンディング型市場調査をして誘致を図っていくということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまもサウンディングのお話がございました。サウンディングでございますが、本当に最近はその手法というのは大きく取り入れられていると思っております。

ただ、これは南草津駅、それから守山駅、近江八幡駅、いろんなところでも取り入れられた手法だと思うんです。また、昨日も守山方面、車で走らせていただきましたが、駅前、閑散としています。どこの駐車場にあまり車が入っておりません。だけど、郊外のほうにはたくさんの車が入っておりまして、行った車は大変多かったです。たくさんの方がコロナのあれを望みながら、ちょっと出てこられたんだなと思っていたんですが。

サウンディングの答えというのは、本当にそれだけのことを全部今までの行政の方もやっておられる、参考にされているとは思いますが、それでいてもあまり成果が上がってないところが多い。これはどのように思われますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） サウンディングの市場調査でうまくいってないということは、私ちょっと答弁を控えさせていただきますけども、それぞれの町、それぞれの駅の性質というのがあると思うんです。野洲には野洲の地域性というものがありますので、そういうものを踏まえて市場調査というものをしていくわけですから、その中でサウンディングが全てということでもないんですけども、重要な一つの結果というんですか、選考の一つのあれになってくる、参考になってくるというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○５番（坂口重良君） でも、サウンディングは責任は取ってくれないと思うので、そこから辺は命取りにならないように気をつけていただきたいと思います。

次に行きます。ところで、いつ、Ａ、Ｂブロックからというよりも、市民病院の位置がＢブロックになったんでしょうか。市民病院整備事業特別委員会の決定では駅前南口にと決定をただけでございます。市民の皆さんは、当然、Ａブロック、元の場所と思っておられる方がたくさんおられると思います。

市民病院の場所は、野洲市病院事業の設置等に関する条例でＡブロックと定められています。条例を市長交代による政策変更で無視してＢブロックに決定できるのでしょうか。

しかも、１７日の一般質問の中では、プロポーザル方式で８月にとＢブロックを考えると答弁をされています。改正も廃止もなく進んでいく、特別委員会も知らない、評価委員会のメンバーはご存じなのでしょうか。また、福山病院長もこのことは知っておられるのでしょうか。

場所の合意も得ず、プロポーザルを実施するのは違反ではないのかと思います。少なくとも議会と連絡を密に取り合いながら進めるべきではないかと私は思います。条例に対する市長の考えを再質問します。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 再質問にお答えいたします。

まず、設置条例上の設置とは住民の利用に供する施設の使用を開始することを言います。病院で言い換えるなら、病院を開院し、患者を受入れ開始することを言います。現在の設置条例は平成２８年基本計画後の基本設計段階で条例を制定しており、本来なら開院の、直近の議会において設置条例を制定すれば足り得るもので、異例の時期に制定されました。

このように、今回のように、駅前Ｂブロックで整備を表明した今の時期に直ちに改正する必要はないと考えます。

次に設置に係る条例において、病院の位置は附則で当分の間は、現市立野洲病院と規定されており、条例上適合していることから新たな構想を検討する前に、必ずしも改正は必要ないと考えております。

いずれにしても、今後、設置条例の位置などを改正する必要がありますが、次に進める基本構想・基本計画を策定する中で、配置や収支計画などを明らかにし、条例改正の根拠づけをした上で改正する予定をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 先ほども申し上げましたが、確かに設置については、条例の設置については難しい判断があります。私、読みましたが、あまり意味が分かりませんでした。

いずれにしても、市長、議会とも連絡を取りながら解決すべきと思われるという部分についてはどうでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議会との連絡と申されるより、議会との協議、説明は続けていかなくてはならないというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 必ず議会とも連絡を取り合いながらよろしくお願いしたいと思います。

それから、プロポーザルの件です。事業の企画提案方式ということで、仮に百歩譲っても、Aブロックは両案で掲示すべきだと私はと思いますが、どうですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックにはにぎわいを創出する複合施設、商業施設を整備し、Bブロックは病院を整備するということに一貫しておりますので、プロポーザルもBでということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） そのところ、例えば、曲げて、AもBも考えられるというふうにはいかないでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） これは曲げられません。Aはもともと選挙前からの、一応、A、Bとは申し上げておりませんでしたけれども、現計画が駅前で約120億で病院を整備するということに対して反対をしてきたわけですから、Aブロックはにぎわいを創出する場所、Bブロックは病院を整備する場所というふうに、先の特別委員会でも表明させていただいたとおりですので、それをまたAブロックとBブロックをなんて話をしたら、それこそ市政は混乱しますし、これはもう一応、一応というか、これはもう曲げられないことで

前に進ませていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 私も市政、または市民の皆さんと混乱がないようにと思って、Aブロックにされたらどうかということを思っております。この話はまた後ほどさせていただきます。

立地場所の選定材料の最も大事なBブロックに決定された根拠、社会資本整備総合交付金の再交付の実現性についてお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目のBブロックの決定根拠と交付金の再交付についてご説明申し上げます。質問にお答えをいたします。

駅前Bブロックを選定するに当たっての根拠は、評価委員会の意見にもありましたが、財政面で身の丈に合った整備を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3か所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ最大10億5,000万円の交付が可能であること、他の箇所では既に借り入れた病院事業債約11億7,000万円の一括償還が必要となることなどが駅前Bブロックを選定した大きな理由の一つでございます。

次に、駅前Bブロックの再交付については、市が定めている立地適正化計画において、野洲駅から800メートル圏内の都市機能誘導区域中心拠点に基幹事業となる病院整備を行い、その他の施設整備等の事業を実施すれば交付要件に合致します。このことから、現計画を廃止した上で、再交付は実現可能と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） この交付金につきましては、野洲駅周辺地区都市再生整備計画事業で交付決定をした。この事業を廃止した後に返還となると、前政策調整部長より答弁とされております。また、再度の交付申請は立地の場所と付加価値をつけた形での計画を提出することによって、認められている交付金であるとも答弁をされていまして。

立地の場所が重要で、今回の病院整備の方向性の重要なポイントです。それは最初から分かっている話だと思います。当然、私たちもそれを訴えてきたと思います。このコロナ禍の中での交付金、一旦返還したものが再度受けられるか。また、コロナ禍の中、国も予算が厳しい状況の中でありまして。交付金がつくかどうか、自信のほど、再度質問します。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 国、県に強く訴えてまいりたいと思いますので、実現は可能というふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 当然、計画を出されたら、幾ばくかの金額がつくと思うんですが、前回の様な金額でつくと思いますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、前回のマックスの10億5,000万円がつくかどうかというの、今、お返事はできませんけども、つくように努力したいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） というのは、やっぱり不安定材料が多いんですよ。だから、しっかり考えていただかないと難しいと思います。

次に行きます。ランドマークとはその地域の目印となるもの、都市や何もない田園風景にあって、目印や象徴となるもの、地理上の意味とあるが、市長の考えるランドマークとはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目の市長の考えるランドマークについてお答えをいたします。

田中議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、あくまでイメージとして考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ちなみに、リハビリ理学療法で関節可動域測定というのがあります。そのときに骨の骨指標というんですね、骨の指標というものがあります。これをランドマークと言われるそうでございます。触診して、角度計を当てる場所だそうでございます。

私は病院を野洲市のランドマークにしたらと思いますが、どう思われますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あまり病院をランドマークと考えるというのは聞いたことがない

んですけども、私は病院をランドマークにするということは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 不確定な商業複合施設よりも駅前にある、本当に立派でなくても身の丈に合った病院でも、確実にお客様がお見えになる、お客さんというか、患者はお見えになると思います。そちらのほう間違いのない絵が描けるのではないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 基本的に病院というのはにぎわいがあつたら駄目なんですよ。皆健康で病院へ行かずに元気で一生を過ごすというのが本来の形だと思います。

私の母も一度も入院せず、盲腸もせず、最後、倒れまして、救急車で運んでいただきました。診察台の上に乗って一日も入院することなく亡くなりました。これが真っ当やないかなというふうに私は思っております。だから、病院行くの嫌やと、最後まで言いました。それをランドマークと呼ぶというのは私はいかがなもんかなと。象徴でもなく何でもありません。病院はそういう病院であつたらいいのではないかなと。

あそこの病院、あの野洲市の病院の中、あんまり患者いいひんやないかと、お年寄りもあんまりいいひんやないかと、そのほうがいいんですよ、病院というのは。でも、やっぱり持病、成人病とかいろんな病気もございますので、病院は必要です。でも、それが象徴になるということ自体はやっぱり望まないと、私は望みたくないです。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 市長の意見としてはお聞きしておきます。

それでは、8番目、最後のあれになりますが、駅前複合商業施設の現況を申し上げます。新聞によりますと、フェリエ南草津、これはJRの南草津駅の南口、進行方向、こちらから野洲から言いますと左側です。西友の前、土地は市有地、3,600平方メートル、6階建て複合商業施設、これは南草津のランドマークであります。

2002年、土地信託方式で開業、1階から4階までが専門店、飲食店街全40店舗、5階、6階は市が19億4,000万円で取得し、市民交流プラザや南草津図書館などが入っております。信託期間32年度まで、1年ごとに市が信託配当を支払われます。

好立地なのに閑散とした状況、空き店舗が増え、先行きが心配されています。開店当時、まちづくり、にぎわいの拠点として私も見学に行きました。周辺人口の多い南草津駅前南

口での現況です。これについて市長の感想をお聞きしたいです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） フェリエ南草津、私も何度か行きました。他市の現況につきまして、この場で感想を述べることは控えさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 3番の質問でも、大きさの確認をしております。開店当時は本当にまちづくりとにぎわいの拠点として大変話題になりました。私も駅前のまちづくり委員会の委員長として、見学に行かせていただきました。周辺人口の多い駅前に立つ複合商業施設、市民交流プラザや図書館にある3,600平米と全くBブロックと同じ面積の土地に建っている施設です。

しかも、最近の住宅メーカーの住みよいまちランキングの第1位の草津、住みよいまちの駅第1位の南草津駅、駅前に建つ複合商業施設のこれが現況です。Aブロックは大き過ぎませんか。Bブロックのほうが私はよいと思いますが、という質問をさせていただきました。

もう一度、市長の見解を教えてくださいませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックにはにぎわいを創出する商業施設、複合施設、Bブロックには病院を整備するということで進めさせていただきます。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） もう一つ、次の1つモデルを報告します。

東近江市八日市駅前複合施設、土地が東近江市の市有地でございます。995平米、土地は区分所有になっておりますが、建設面積が480平米、残りは交流広場、その約半分の480平米に14階建てのものができます。延べ床面積は4,700平米、観光の交流施設や商工会議所が入る予定でございます。1階から4階までがそういう施設であり、4階から、ごめんなさい、1階から3階ですね。4階から14階が44戸の分譲マンション、コンセプトはまちのシンボル、駅前の新たなにぎわい、総事業費は20億円。市長の考える複合商業施設、このスケールアップ版ですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 他市の現況についてでございますので、私から述べさせていただきますが、これはこれからの話でございますので、まだ、今ここでお話しできるものではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 市長は、ただいまの今の東近江でございますが、この分譲マンションをお考えになってないということですね。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確か、あれ、岩井議員の質問でもございましたけど、分譲マンション云々というのがたしかあったような気がするんですけども、分譲マンションは集合住宅ですので商業施設ではございません。だから、商業施設の複合施設として考えておるといってございまして、分譲マンションだけを建てるということではございませんので、一応、ご回答申し上げます。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ただいまのお答えですが、もう一度、お願いしたいと思います。過去に駅前に、もう30年以上前になると思うんですが、平和堂さんが移動するというところで駅前に、当時なんて言いましたかね、8,000AとBとかいう話をさせていただいた時代があったと思います。

そちらのほうで、1階、2階か何階かが平和堂であって、平和堂さんが移転する。その上にマンションが建つ。その一部は一般の野洲市内の商業者が入る。そういうプランがあったんですが、結局のところ、野洲市では無理だということで没になったんです。

先ほど、市長がお答えいただいた集合住宅云々の件、もう一度、お話しただけませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックには商業施設を複合施設として、というのは、行政も入りますので、一部中へ入れますので、これは商業施設ではございませんので、複合施設として考えておりますけども、マンションというのは集合住宅ですので、集合住宅を一から検討ということは考えておりませんというお答えでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） また、質問するとしておきます。

取りあえず最後に、野洲駅の南口の1等地、新しい病院、最新の医療機器に加えて、医大からは安定した人材の供給、これ以上望めない環境の下での病院であります。野洲市民にとって、これは最高のぜいたくになると思っております。また、野洲市のランドマーク、先ほども言いましたが、ランドマークにもなると思います。

団塊の世代が後期高齢者となるまでには開院できるよう、野洲市のためにこのわだかまりを捨てて、市民が喜ぶ方向に進んでいかれるよう、私たちも協力しますので、早期建設をよろしくお願いいたします。

以上です。質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 坂口議員、今のは、答弁。

○5番（坂口重良君） 要りません。要望です。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第14号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。今回は3項目にわたって質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1項目めです。地域衛星通信ネットワークの第3世代システム化についてお尋ねします。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の期間を踏まえて、元利償還金の70%が交付税措置される緊急防災・減災事業債が令和7年度まで延長されました。

これに関連し、昨年12月18日の総務大臣記者会見では、緊急防災・減災事業債を活用した地域衛星通信ネットワークの第3世代システムの整備が各都道府県に要請されました。

1点目、この要請の中で、総務大臣は、現在、地域衛星通信ネットワークの市町村局の約3割程度が未整備であると課題も提起していますが、本市の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） おはようございます。

それでは、津村議員からの1点目の本市の状況についてお答えさせていただきます。

ご質問の第3世代システムにつきましては、国においても現在実証実験中であり、実用化されていません。滋賀県下においては、既に滋賀県防災行政無線、これは第2世代シス

テムでございます。として、衛星系回線と多重無線回線、260Mデジタル無線回線、電気通信事業者回線を利用した地上系回線で構築されており、平成27年度に更新整備工事を完了し、平成28年4月から運用を開始しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 非常に遅れているという状況であると思います。そこで東日本大震災や北海道胆振東部地震の際に、地上系の通信網の使用ができなかったときに、地域衛星通信ネットワークが稼働を続けて、国及び県が被災市町村の被害情報について収集し、初動対応を円滑にするのに寄与したと聞いております。

そこで、地域衛星通信ネットワークの市町村局が全市町村に存在しませんが、本市において同様の災害が起きた際に、国及び県が被災市町村の被害情報を収集するのに支障が生じる可能性が大きいと考えますが、本市の認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目の本市の状況についてお答えさせていただきます。

先にお答えさせていただいたとおり、第2世代システムとしては、既に運用を開始しているため、被害情報の収集に関しては支障が生じる可能性は少ないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 今お答えいただいたんですが、第2世代システムを整備する際に、市町村局を全廃する事例が多発したんですね。大規模災害時の消防庁と被害状況の把握に支障が生じる可能性が顕在化したわけであります。大体、全市町村における未整備率は約3割となっているそうであります。この第2世代システムがこのような状況でしたので、平成28年度にこの第3世代システムの導入を決定して、この状況を打開するためにこの衛星通信関係の国内メーカーでは製造されていない通信方式が、今、第3世代を導入を決定しました。

今後、このような第3世代システムの導入というのは、検討は、県のほうもまだ1局だったように思うんですけども、市としての考え方というか、今後の予定というか、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 今のご質問は再質問ですか。3番目の、再質問。

現在、第3世代のシステムにつきましては、高知県のほうで県、市町村を通じて、国の実証実験中でございます。それ以外のところは未整備のところも、議員おっしゃるとおりあるかもしれませんが、基本的に第2世代システムという形になっております。

今後の話、3番目のご質問が今後ということになっていましたので、あえて、そこのご質問に対する回答を先に申し上げる形になりますけれども、議員ご指摘のとおり、これは県単位で整備するものでございますので、当然、機材とか当然県のほうで、市町村の負担も含めてするところなんです。第2世代システムを一番早期に運用されたのは和歌山県とかでございますので、そちらのほうにも、県の危機管理局は情報共有を一定確認とかされておりまして、緊急防災や減災事業債等を活用して、今後検討していきたいという返事を県の危機管理局からいただいておりますので、野洲市におきましても、当然、それに合わせた形で、野洲市単独でできるものではございませんので、やっていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、3番目の質問、お答えいただきまして、総務省自治財政局財政課から各都道府県財政課及び議会事務局宛てに、令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項について発出されました。

その内容によれば、今おっしゃっていただいたこの地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの都道府県が管内全市町村と一体整備を行った場合について、緊急防災・減災事業債の対象にするとされています。

これまでの経緯は別にして、総務大臣からの要請と財源措置を踏まえて、緊急防災・減災事業債という財源が確実にある令和7年度までの期間内を工期と捉え、早期に市民の安心・安全を守る観点から、地域衛星通信ネットワーク第3世代システムについて各市町と一帯整備をぜひ行うべきと考えますけれども、今、答弁いただきましたけれども、これから、県の方には要請していただくということによろしいのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 当然、県と県の方針とか情報共有をお互いし合いまして、それで事前にこちらのほうも一定の予算化も必要になってきますので、密にして進めていき

たいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

この大規模災害というのはいつ起こるか分からないわけですので、防災・減災というか、防災の観点からも準備し過ぎるということはありませんので、少しでも前に進めるように、私も取り組んでまいりたいと思います。

次の2項目めの質問に移りたいと思います。17日の鈴木議員、山本議員からも、ヤングケアラーについての答弁がありました。重なる答弁もあると思いますけども、再度よろしくをお願いしたいと思います。

私からは認知症サポーターについても、同時に質問させていただきます。といいますのは、この認知症の方々に関連して、このヤングケアラーとは切り離せないケースも出てくるので質問させていただきたいと思います。

近年、ヤングケアラーという言葉を目にするようになりました。今年4月には国として初の全国調査が発表され、実態が浮き彫りになってきました。ヤングケアラーについて日本ケアラー連盟では大人が担うようなケアの責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っています18歳未満の子どもを定義しています。

ヤングケアラーの実態調査が初めて全国規模で行われました。家族の病気や障がいがある理由で子どもが介護、世話をしている場合のほか、親に代わって幼い兄弟の面倒を見ているケースも含まれております。

調査の結果、中学2年生5.7%、高校2年生全日制で4.1%、世話をしている家族がいるとして、1学級に1人か2人のヤングケアラーがいるという結果が出ました。ヤングケアラーが生まれる背景としては、在宅福祉が基本になったほか、ケアを必要としている人や高齢者が増えている点、核家族化、共働きが増えたことが挙げられます。

かつては、祖父母が同居していたり、近所におじさんやおばさんがいたりしたことで、介護の役割分担ができていました。ところが、今はケアの担い手がおらず、大人に代わり、子どもが担い手になりやすい状況が進んでいます。

子どもにとっては最初は家族のお手伝いだったのが、次第にその役割が固定化し、仕事、家事、介護の一連の家庭内の仕事が子どものサポートなしでは成立しなくなっていくと思います。そうすると、大人は子どもに頼らざるを得ません。

そこでお尋ねします。学校側として家庭の中までは見えないので、実態の把握が難しいと思われませんが、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員のヤングケアラー、認知症サポーターについてのご質問のうちの１点目、実態把握についてお答えをいたします。

本市の小中学校では３日連続で学校欠席した児童生徒の家には必ず担任教員が家庭訪問するということで対応しています。そのため、学校を休んだ場合は生活状況を把握することがある程度できております。しかし、休まずに登校している場合は難しいのではと考えております。

また、これとは別に、どの学校もほぼ学期に１回ずつの教育相談週間、あるいは月間を設けています。担任と子どもが１対１で個別相談する時間を設けております。ここで家で困っていることを聞き出すことができると考えております。多くの学校が間もなく教育相談週間を実施しますので、先日、ヤングケアラーについての話も入れてもらうよう、各学校に指示をしたところでございます。

さらに、先の鈴木議員、山本議員のご質問にもお答えしましたが、先日、市内の１中学校でヤングケアラーの簡易調査を行いました。国と同じ、中学校２年生の調査です。結果は約２．１％でした。ただ、分からないと答えた生徒が１割強ありましたので、この数字よりももう少し上がるのではというふうに考えております。

この問題につきましては、民生児童委員の方々や地域の皆さん、行政と学校が連携を深めていくことで、学業に影響が出ていたり、家族のケアで欠席をせざるを得ないヤングケアラーの把握ができていくと思われれます。その意味で、学校だけでなく私たち大人の見つけ出す力が問われていると考えております。

そして、把握した場合は速やかに福祉部局とつないで、ヤングケアラーの支援を図っていく、そういうふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） ありがとうございます。

少しお答えがありましたけども、ケアが手伝いの範囲であれば問題ないのですが、負担が大きい、あまり学校に行けなくなったり、友人関係の行き詰まりや進路についての喪失といった深刻な問題に発展するケースが指摘されております。誰にも相談できずに１人で

抱え込んでしまいがちな状況も見逃せません。自身の状況を普通と思っている子も多く、また誰かに相談したくても、昔に比べて頼れる親類が少ない状況もあります。相談体制はどのようにされているのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ２点目の相談体制についてお答えをいたします。

子どもたちの学校生活を見ていますと、休みがちであったり、遅刻や忘れ物が多かったり、宿題ができていなかったり、あるいはクラスで孤立していたりするなど、厳しい生活背景を世話されている子どもは様々なサインを出しています。

ところが、当事者は自分の生活を当たり前だと思っており、ヤングケアラーであることの自覚がないと言われています。

先ほどお答えしました学校の教育相談ももちろん活用しますが、なかなか見つけ出しにくいというふうに思っております。このことから学校では先に述べたようなサインを出している子には、教員がこまめに声をかけて家庭訪問するなどして積極的に生活背景を探っていくことが必要であると考えています。

また、学校に配置しているスクールソーシャルワーカーも保護者と面談するなど、直接、支援ニーズを聞き取り、福祉の施策につなげるような支援を行っていくこともしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） ありがとうございます。

ケアラー支援ということでは、そもそも２０００年に発足した介護保険制度の一つの目的もそこに当たるものと思います。それまでの日本の福祉は家族による支えを柱とする日本型福祉社会論という考え方が主流でありました。１９７８年版の厚生白書には、同居家族を福祉の含み資産として表現したことはその象徴であります。

そのような中、介護保険制度は家族会議から介護の社会化へと、まさに価値観の転換を目指してつくられたわけですが、つくる当初２つの大きな柱があったものと理解しています。１つは、介護を必要とする高齢者のための制度であり、制度全体を貫く理念として高齢者の自立支援であります。もう一つが同居する家族の介護負担を少なくすること、つまり、理念を支える在宅ケアの推進であります。

１９９４年の高齢者介護自立支援研究会報告書に在宅ケアの推進にはこう書かれてきま

した。「家族による介護に過度に依存し、家族が過重な負担を負うようなことがあってはならない。在宅ケアにおける家族の最大の役割は、高齢者を精神的に支えることであり、家族が心身共に疲れ果て、高齢者にとってそれが精神的な負担となるような状況では在宅ケアを成り立たせることは困難である」と。

国はケアラー支援についても触れられるようになりました。例えば、家族介護者支援は孤立を防ぐため、介護者同士の交換を図るための認知症カフェや認知症サポーター出前講座等を地域包括センターが主体的に取り組んでおられます。野洲市地域福祉基本計画の基本方針には「お互いさまと少しのおせっかい」の2つのキーワードがあります。

私は認知症サポーターの方々が、私自身も認知症サポーター、またキャラバンメイトをさせていただいております。この基本方針を担えると思っております。1人でも多くの認知症サポーターがいらっしゃることで、地域で見守り等を行っていただけると強く思います。

先日、私の地域でこんなことがありました。近所の高齢者の方が近くの方と間違っ自分の家と思って、玄関が、普通に自分の家と思っているわけですから、スムーズに、本人にしてみればスムーズに入りました。ところが、夕方、そこのおうちの家庭の主婦の方が台所にいました。ごちそうというか、食事の準備をしておりました。台所まで入ってきたんですね、その方が。包丁を持っています。全然、知らない人です。もちろん事件にはなりませんでしたが、当然知らない人ですから、警察も来ました。パトカー3台ぐらい来たそうです。警察の方もその認知症ということが分かって、無事にご自宅へお返ししたんですけどね。

そのご家庭にはヤングケアラーの方がいはりました。私も聞き取り調査とかさせていただいて、その中学生ですけども、認知症の理解があるのかなと思いました。よくよく聞くと、やっぱり衝突しているということをお聞きしました。私はもちろん地元の私の地域ですから、絶対に見守らないといけないということで、私も地元でふれあいサロンをさせていただいたり、呼びかけ、声かけをして、来てくださいねって、このお宅へ声かけをしをしています。

ところが、中までは入れません。非常に家庭の中まで、個人情報、プライバシー云々がありますので、私ども地域で個人名は出さないで、でも、認知症の方を、認知症になっても地域で見守られる地域をつくっていきましょうということは、私は自治会の役員も今させてもらっているんですけども、言っています。

でも、認知症の認識、理解がないと、これは非常に厳しいというか、ややもすれば、事件というか、そういう家族が殺したとかそういう事件が過去にもありました。ですから、そういうことをなくすためにも、私は小中学校で今認知症サポーター養成講座をさせていただいておりますけども、今どのように取り組まれているのか、また、どの学年が対象なのかを伺いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の小中学校での認知症サポーター養成出前講座についてお答えをいたします。

小中学生に認知症についての理解を深めてもらうことを狙いとして、毎年、学校では地域包括支援センターによる出前講座が開催されています。近年は、学校からの要望で小学校4年生で実施しています。認知症に関するDVDの視聴と関連するお話の事業となっており、終了後は認知症サポーターの認定書を受けております。

ただ、授業内容を見てみますと、やはりもう少し改良の余地があるのではないかなというふうにも考えておりますので、担当課と検討しながら、さらに認知症についての理解が深まりますように考えていけたらと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 確かに90分なんです。1時間、DVDとか見たりして、説明とかして、30分、今、コロナの状況でディスカッションとかあまり意見交換もできないんですけども、1時間以上かかるので、もう少し簡易的にやる、そういう改良するべきというのがあるかと思うんですけども。

ただ、私、小学生が対象になっているので、このヤングケアラーはもちろん小学生でもそういう立場におられる方もいらっしゃると思うんですけども、中学校でもそういうのをやっていただきたい。また、教職員の方々にも出ていただきたい、理解をしていただきたい。そうでないと、そのヤングケアラーの方はきっと私は、もちろん見えにくい、そういうふうに見えにくい方、そういう子どもさんもいらっしゃると思います。なかなか言えないです。

ですから、そこをやっぱこう、先ほど、3日連続で休んだとか、そういう事実でしか図れない。私もスクールガードをやらせてもらって、今日も行ってくれたとか、そういうので安堵することが多々あるんですけども、やっぱ休んだりしたらとても心配になる、

もしかしたらという場面も生じる、遅れてきたりする場合もありますし、そういう何か変化があったときに対応できるというのは非常に重要でありますけども、この養成講座を1回見たからも、ああもう、認知症に関してはもうばっちりやって、そういうもんでもないんですわ。

認知症の一番多いのはアルツハイマー型の症状が多いんですけど、いろんなケースが出てきますので、それは人それぞれに症状が違いますので、それはやっぱり対応をするというのは非常に難しいと思います。

ですから、今後は繰り返しというか、一度ではなく、またできればもう本当に、先進的な地域では全員が小学校のカリキュラムに組み込んでいる地域もあります。そういう、みんなが、例えば、買物に行って、そういう方を見かけたら声かけをしたりとか、知っていたらできるんですけども、知らなかったらできないんですよ。パジャマで歩いてたらおかしいですよ。パジャマで買物していたらおかしいです。いつも同じ服を着てたらおかしいです。

何かそのことに気づくということが一番大事なんです。気づいたら、じゃ、次の行動に移るかどうかというのは、やっぱりサポーター養成講座を受けていただかないと対応できないんですよ。

ですから、ぜひ中学校でも取り入れていただけないか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えしたいと思います。

私も中学校にいましたが、隣の町で中学校に行っていたときには、各クラスに7、8人の方に入っていて、クラスごとに、班ごとに入っていて、認知症についての一人ひとり、5人ぐらい、4、5人のところに1人大人の方に入っていて論議をしていくという、そういう授業を受けたことがあります。

そんな中で、自分のおじいちゃんおばあちゃんのことをしっかりと振り返るような、そういう子どもたちの学びがあったんですけども、そんなことも含めまして、中学校でどういうふうにできるかということも検討しながら、中学校の先生方と相談しながら、できる限り中学校でも実施できることを検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひ検討していただきたいと思います。

昔はぼけとか、そういうあまりよくない表現でされていきました。今もう、若年性認知症とか若い方でもなる可能性、誰でもなる可能性がありますので、物忘れが本当にひどくなるというか、でも、それは病気と一緒になりたくてなっているわけではありませんので、なってもちゃんとその人らしく生きていけるために、地域でやっぱり見守っていく必要があるというふうに私は強く思います。

こんな記事が新聞に投稿がありました。「先日、ピンポンと玄関のインターホンが鳴りました。訪ねてこられたのは、近所にお住まいの80代のご主人でした。認知症を患い、デイサービスに通い始めたことをご家族から聞いていましたので、感染防止対策をしてどうぞ休んでくださいと入っていただきました。ご家族には後でお送りしますと、電話を入れておきました。ご主人はにこにこしながら、若き日に活躍した思い出を生き生きとパワー全体で語られました。まるで昨日のことのよう話を伺って、精いっぱい生きるその姿に人間としての尊厳を感じました。しばらくしてご家族が迎えに来られました。私は5年前、養成講座を受けて、認知症サポーターになりました。認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、ご家族を含め、温かく見守っていきたいと思います」という主婦の方が投稿していただいたんですけども、先の私の地域で起きた事件、もしこの認知症サポーター講座を受けていただいていたら、もしかしたらそのように警察に通報することはなかったかもわかりません。

でも、そのようにやっぱり私はしていかないといけないと思います。大丈夫ですよ、どうなさいましたって、声かけ一つなんです。そこはやっぱり認知症の方の症状、認識が理解してなければそのような事件性に発展する場合がありますので、私たちもやっぱり1人でも多くのサポーター養成講座、また受けていただいて、サポーターになっていただけるように取り組んでいきたいと思います。

次の質問で、認知症サポーター養成出前講座の案内チラシにこう書かれています。「認知症サポーターとは何か特別なことをするものではありません。日常生活の中で困っている認知症の人や家族をさりげなく支援するボランティア」とあります。

そこで、現在、野洲市にサポーターは何名いるのか、また養成講座を申し込むのに条件があるのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、私のほうから津村議員の4点目の質問にお答えをさせていただきます。

野洲市の認知症サポーター養成講座の受講者につきましては、令和３年３月末現在で５，１７４人となっています。また、養成講座受講申し込みの条件につきましては、野洲市在住在勤の方を中心とした集まりで、会場が市内であれば、その集まりの種類とか人数にかかわらず申し込みをいただくことができます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○７番（津村俊二君） ありがとうございます。

５人とか、例えば１人でもオーケーということになるのでしょうか。それと、何日前に申し込むとか、そういった申し込みの基準といいますかね、あるのかをお尋ねするのと、あと、この野洲市役所の職員であつたり、ちょっと通告してなかったのも、分かればいいんですけども、あと野洲病院の看護師さん、医療従事者の関係の方々、今、キャラバンメイトの連絡会議で、そういう地域の商店の方々、平和堂さんであつたり、西友さんであつたり、イオンであつたり、いろいろ大きい、またコンビニ等、そういう方々にもできたら講座を開いていただいて、買物に来られたときに発見できたら速やかに対応できるんですよね。

市長、ご存じだと思うんですけども、昨年１１月、中主の高齢者の方が日野まで行かれました。日野ですよ、日野町まで。もう認知症の方って後ろを振り返らないんですよ。多くの方が。前へ前へ、わき目もふらず前へ前へ行くんですよ。

残念ながら、１例、私が草津のほうでデイサービス、ヘルパーとして働いているんですけども、働いて一緒にレクリエーションを土曜日でした。今年の話です。お名前、いいお名前ですねとかやり取りしながら、夕方、帰られました。その日の晩、１２時ぐらい、新聞ニュースにも載りましたが、軽トラックに近江八幡市の取付道路で４車線の２車線、２車線、道路ではねられて亡くなりました。

認知症の方がそういうケースに遭うというのは、結構、私聞いております。全国でも多発しております。ひどいケースは踏切で事故を起こして裁判にもなりました。でも、家族には損害がないというふうに出ましたけども、でも、やっぱり、私の地域にも踏切があります。本当に怖いんです。いつ起きるか分かりません。

認知症の方々、今、徘徊という言葉はふさわしくないんですけども、一人歩きをされます。目的があつて一人歩きされるんですよ。何か目的があるんですよ。それをやっぱり見つけて気づいてあげて対応するということが、この認知症サポーター養成講座を受けてい

ただいた人がそういう理解を深めて対応できるということですので、すいません、質問戻りますけども、市職員であったり、そういうスーパー、買物の場所とかはどういう方向で進めるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、再度の質問です。

人数につきまして、お一人というのは、一部で集まっていたということで、人数に制限はありますが、ちょっとお一人というのは、今まで実施したことはございませんし、ちょっと何日前というのはちょっと申し訳ない、私交渉してないのでちょっとお答えできないんですけど、ある程度、前もって言っていただければ、職員の都合とキャラバンメイトさんと日程調整をして開催をしていきたいと伺っております。

昨年はコロナ禍で養成講座は2回しかできてないんですけども、その前、令和元年度には野洲市の職員向けに2回、それぞれ、養成講座のほうを開催、職員研修の一環としてさせていただきましたし、それから、見守りということでは、生協、コープさんですね、結構地域を回っておられますので、コープさんを対象にしたキャラバンメイトの養成講座とか過去には開催させていただいております。

議員ご指摘のように、そういった商業施設というんですかね、コンビニも含めて、地域に点在しておりますので、そういったところに向けて開催のご依頼というか、啓発のほうも今後も進めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひお願いしたいと思います。オレオレ詐欺でもそうですけども、やっぱり、コンビニに来られて、そういうのに気づき、そこで防げる場合が出てきますので、そういうサポーター養成講座を受けていただいたら、本当に、できたら野洲市民全員、もちろん1人でも多くの方になっていただけたらありがたいと思います。

そのサポーター養成講座をするのに、このキャラバンメイト、私もあんまり役に立っていませんけど、何回かお手伝いさせていただいております。かなり高齢化もしているというか、私も若いほうでお手伝いさせていただいているんですけども、この人数はかなりちょっと少なくなっているんですよ。今何名おられるのか、また今後どうしていくのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） キャラバンメイト、現在、登録いただいている方は 80 名おられます。常時、皆さん活動いただいていると、よくご承知だと思いますけども、今後、そのキャラバンメイト、ご指摘のように高齢化されているということもありますので、サポーター養成講座の中でなるべくそういったこと、キャラバンメイトはこういことをしている、実際、その場に行っていたいただいているわけですから、サポーター養成講座の中でキャラバンメイトになっていただけるような人材の発掘というのを今後行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7 番（津村俊二君） 本当にぜひ 1 人でも多く、このキャラバンメイトも実はキャラバンメイトになる縛りというか、3 回講座を受けてなってもらおうというか、もっと簡易的にできるような体制も考えていただけたらというふうに、簡単にキャラバンメイトになれますよと、お手伝いしませんかみたいなニュアンスでキャラバンメイトの方が多く誕生したらいいかと思いますので、それは希望でございます。

それでは、2 項目めの質問を終えたいと思います。最後の質問に行きたいと思います。

改正災害対策法施行についてであります。災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が 4 月 28 日に参院本会議で成立しました。5 月 20 日に施行されました。

災害時に支援が必要な高齢者や障がい者ら、災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなど柱となっております。個別計画は避難先や経路などを事前に定めることで、早期避難を実現するのが目的であります。しかし、対象者全員の計画を作成済みの市町村は全国で 1 割程度にとどまっております。

自治体の努力義務化を法律に位置づけ、計画、作成を促すようになっております。内閣府では改正法と並行して作成経費を支援する新たな地方交付税を措置すると言っております。今後、5 年程度でハザードマップに災害予測地図上で危険な地域に住んでいる介護が必要な高齢者など、推計 250 万人の計画、作成を優先するとあります。

作成が円滑に進むよう、要支援者の状況を把握している福祉専門職などの連携強化も図らなければなりません。本市の今後の取り組みを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、津村議員の改正災害対策法施行についての 1

点目、個別避難計画の作成に係る本市の今後の取り組みについてお答えをいたします。

今般の災害対策基本法の改正では、災害時避難行動要支援者に対する市町村による個別避難計画策定の努力義務化や個別避難計画に記載する事項の明記など、多くの改正がなされております。また、法改正に合わせまして、市町村が取り組みを行う際に、参考とすべき避難行動要支援者避難行動支援に関する取組指針というのも改定をされております。

さらに、滋賀県におきましても避難支援個別計画の作成についての取組スキームの検討をされておきまして、県下全域で誰一人取り残さない仕組みづくりを推進する動きというのが現在ございます。

本市の取り組みといたしましては、まず、今述べました国の指針や県の取組スキームと本市の避難支援個別計画の取り組みを比較検討し、まずは課題を抽出するといったところから始めたいというふうに考えております。

議員ご指摘のとおり、福祉専門職などとの連携もこれまで以上に必要になってくるというふうに考えております。また、既に独自に取り組まれている自治会で作成をいただいている避難行動計画というのにも現に存在をしております。

こういった状況も踏まえながら、まずは本市の現状を整理しつつ、個別計画の作成が必要となる避難行動要支援者の実態把握に努めさせていただきまして、野洲市の地域特性に沿った情報共有の仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ぜひ、これから少しでも具体的に具体化して行動に移せるような取り組みを私どももしてまいりたいと思うんですけども、防災訓練が各自治会等で行われるんですけども、なかなかそこまで踏み込めないのが現状であります。

何年か前にそういう要支援者の方をリストで挙げたんですけども、もうそれっきりなんですわ。当然、もう亡くなられた方もそこにはおられるんです。だから古い情報というか、なかなかそういう個人情報もありまして、そういう役員の方が全員当然知るよしもないんですよ。民生委員さんがしていたり、自治会長さんがしていたりということがあって。大規模災害が起きたときに誰が誰を助けに行くといふとここまで全然詰められないので、やっぱり、そういう、もしかしたらこの人はリアカーで運ぶんだ、運ばないといけないとか、そういうこともあり得ると思うんですよ。

そこまでやっぱりきめ細かく、もちろん仕事に行っている方が、そういう助ける側が仕

事でない場合もあるでしょうし、でも、誰が誰をというのを決めておけば、ある程度、そういう代理を出すとかいろいろ考えられるんですけどね。決めていないというのが僕は問題だと思いますので、決められるようなそういう取り組みというのが必要になってくると思います。

次の質問ですけれども、一方、改正法では自治体が発令する避難情報について避難勧告を廃止して、避難指示に一本化になります。本来、避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず逃げ遅れる事例が起きていたためであります。従来 of 勧告の段階から避難指示を行い、情報を分かりやすくするとあります。本市の取り組みを伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員からの改正災害対策法施行についての2点目の避難情報の発令基準の見直しについてお答えさせていただきます。

今回、改正された災害対策基本法の内容は、野洲市地域防災計画や野洲市水防計画での避難情報の発令基準の見直し部分について、今年度中に反映させ、実際の災害時においても早めの避難を呼びかける予定でございます。

また、令和2年度に更新した野洲市防災マップにおいても、改正後の避難情報の発令基準を掲載し、令和3年5月に全戸配布を行い、自主防災組織等リーダー研修会でも周知を行う予定です。これ以外にも自治会回覧や市のホームページで周知を行っており、また、7月1日号の広報にも掲載をする予定でございます。今後も継続したこうした取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 改正していただけるということで、災害時に人が取る行動について、イギリスの心理学者のジョン・リーチ氏がこういう結果を発表されています。

想定外の事態に直面した際、落ち着いて行動できる人はわずか10%から15%。その他の人は我を失ったり、当惑して動けなかったりするという、この心理傾向を人ごととしてはいけないと。自分は大丈夫だろう、いざとなったら考えるでは危険を回避できない。心構えと準備をしておくことが必要であるという、それが大切であるというふうに言われております。

私も、こういうことを常々落ち着けと、まずは落ち着けというふうに言い聞かせて、行動に移していきたいと思っております。

ぜひまた、野洲市ではそういう災害犠牲者が出ないようにまた、私自身も取り組んでまいりたいことを決意して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午前１０時５５分といたします。

（午前１０時３９分 休憩）

（午前１０時５５分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（栢木 進君） 先ほどの坂口議員のマンションを誘致するののかのご質問で誤解を招くような回答をいたしましたので、補足をさせていただきます。

市としましては、これまで市民と共に議論を積み上げてきた内容、いわゆる駅前周辺整備構想に掲げる機能をどのようにかなえるか、民の力により提案していただくとしており、事前に仮定を議論することでイメージが固まってしまい、自由な提案を阻害されてしまう可能性が高く、具体的な考えを示すことは避けたいと存じます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第１５号、第８番、矢野隆行議員。

○８番（矢野隆行君） 第８番、矢野隆行でございます。まず、質問に入る前でございますけれども、市長はじめ、川口副市長、またさらに医療関係の方々に対しまして、コロナワクチン接種の作業に本当に日夜励んでいただいておりますことに対しまして、心から感謝申し上げるところでございます。

また、昨日は県下一斉掃除がございまして、高齢者の皆様方から、特に８月、９月に予約をしておられる方から７月にできるようになったということで、本当に皆さん、ありがたい話だということで感謝の声をたくさん聞きましたので、これも栢木市長に御礼申し上げます。

また、さらに我々公明党、津村、矢野で再三にわたって、緊急要望させていただいたことに対しまして、本当に快く前向きな回答をいただきまして、このようになったことを感謝を申し上げているところでございます。

それでは、今回、３点にわたって質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めでございますけれども、今話題になっております新型コロナワクチン接種についてお伺いさせていただきたいと思います。

そもそもでございますけれども、厚生労働省のホームページを見ていただければ分かる話でございますけれども、やはり勘違いしている点もございますので、ちょっと冒頭にこれを説明したいと思います。

接種を行う期間といたしましては、令和3年2月17日から令和4年2月までの予定になっているわけでございます。現在は医療従事者と高齢者への接種が進んでおるところでございます、その後は基礎疾患を有する方等に接種を進めていく見込みでございます。

このうち高齢者の接種は、一部の市町村では4月12日から開始されまして、5月以降、全国の市町村で接種が進められているところでございます、希望する高齢者に7月を念頭に各自治体が2回接種を終えることができるよう政府を挙げて今取り組んでおりまして、野洲市におきましても一応7月末までというめどがつきまして、ここは安心しているところでございます。

このワクチンにつきましては、2回接種が必要でございます、ファイザー社のワクチン、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けることになっておりまして、1回目から3週間を超えた場合にはできるだけ早く2回目の接種を受けてくださいということになっております。

さらには、武田のモデルナ社のワクチン、通常、1回の接種から4週間後に2回目の接種を受けるとなっておりますけれども、1回目から4週間を越えた場合にもこれはできるだけ早く2回目を接種してください、これ基本でございます。接種できる間隔の上限が決められているわけではございませんけれども、これはWHO、米国やEUの一部の国では3週間ファイザー社のワクチン、または4週間、先ほどの武田モデルナ社のワクチンを越えた場合でも、1回目から6週間後までに2回目を接種することも目安として示していますので、こうした目安も参考になると考えられるところでございます。

さらに対応のワクチンは徐々に供給が行われることになりますので、一定の接種順位を決めて接種を行ってくださいということで、本当に心配しておりましたけども、野洲市におきましては、この高齢者1万4,000人分が確保できたというのをお聞きしておりますので、一安心しているところでございます。現時点では接種順位は次のとおりでございます。

なお、全国民のワクチンの数量の確保を目指しておりまして、順番をお待ちの方々にも後から順位接種を受けていただくこととなりますので、安心していただきたいと思います。

この新型コロナワクチンの接種は国民の皆様を受けていただくよう進めていますが、接

種を受けることは本当に強制ではありません。しっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種が行えることになっておりますので、この点勘違いされる方もおられますが、丁寧な説明が必要と思います。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について、これを理解した上で自らの意思で接種を受けていただいておりますけれども、受ける方の同意なく接種が行われることはないわけでございます。さらに職場や周りの方々に接種を強制したり、接種を受けていない人に対しまして差別的な扱いをすることがないようにくれぐれもお願いをしたいところでございます。

今のところ、政府は次の順番で今は計画しているわけでございます。最初に医療従事者と2番目に高齢者、これは令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた方となっておりますわけでございます。3番目に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢施設等で従事されている方ということで、野洲市もここに入ってくるかなと思っております。さらに4番目にそれ以外の方というところになっておりますが、こういった点を少しお聞きしたいと思います。

まず1番目でございますけれども、医療従事者等の接種について現在の状況について伺います。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、矢野議員の新型コロナワクチン接種についての1点目、市内医療従事者等の接種の現在の状況についてお答えいたします。

市立野洲病院が滋賀県から接種の依頼を受けた市内医療従事者等については、4月15日から接種を開始し、5月21日で全ての接種終わっています。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、部長のほうから、野洲病院内の医療従事者という解釈でいいんですかね。野洲市内には開業医さん等々たくさんおられますけれども、そういった点はどう、県の管轄だと思うんですけども、分かり次第、教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 矢野議員の再度の質問にお答えします。

当院で県の依頼を受けて接種いたしましたのは、市内の医療従事者及び当院職員等でございますけれども、市内の医療従事者につきましては、市内では本院と湖南病院が依頼を受

けておりますので、当院で受けた人数等は把握しているんですが、湖南病院のほうはちょっと分かりかねますので、併せて、当院で受けた人数も申させていただきます。

接種総数は本院で受けていただきましたのは、延べ人数で1, 665名の方でございます。うち1回目が840名、2回目の方が825名で、2回目キャンセルされた方が15名おられます。なお、湖南病院につきましては、接種を受託されていることは把握しておりますが、県から情報提供等を受けておりませんので、個別具体の人数は把握しておりませんのでご了承願います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ということは、開業医さんはこれはどういう体制で受けはるんですかね。僕、その辺がちょっと分からなかったんですけど、県の依頼はないで、開業医さんの思いでやられるんですかね。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 矢野議員の再度の質問にお答えいたします。

県のほうで医療従事者、診療所等の対象者名簿の問合せをされて、予約システムのほうに登録されたものが当院のほうに伝えられてきましたので、その名簿に基づいて、日程調整いたしまして、接種日を確定した後、個々の診療所の先生、あるいは薬局の薬剤師の方々等にお越しいただいて接種を受けていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 分かりました。県のほうで掌握、恐らくされている中に開業医さんも入っていると確認させていただきました。

また、2番目ですけれども、高齢者、今順次は接種が進んでおりますけれども、こういった状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、矢野議員の2点目、高齢者へのワクチンの接種状況についてお答えをさせていただきます。

市立野洲病院での集団接種の状況になりますけれども、昨日6月20日現在で1回目の接種人数は4, 154名、29.7%、約30%となっております。また、2回目の接種完了者につきましては1, 733名、全体の12.4%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） そして、今、完了された方を教えていただいたんですけど、予約制になったのは、他の議員からもちよつと確認いったと思うんですけど、予約の状況をできたら教えていただきたい。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 高齢者の方の予約の状況につきましては、現在約1万1,500名、82%程度の方に予約をいただいております。また、現在、8月以降に2回目の予約が入っている方の予約の7月の変更作業をさせていただいているところですが、約5,300名の方に案内をさせていただきまして、現在も4,500名以上、ほぼ、80%以上、90%以上の方から返事をいただいている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 順次、高齢者に対しまして進んでおる状況でございます。

3番目ですけれども、それ以外の方に対しまして、7月1日に通達が出るということでお聞きしていますけれども、その辺の状況というか、その辺、16歳から64歳ですか、その辺の状況を教えていただきたい。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、高齢者以外の方へのワクチン接種の計画についてお答えさせていただきます。

64歳以下の市民を対象にということで、7月1日、議員ご指摘のとおり、接種券の送付を予定しておりますけれども、年齢については16歳以上の方というふうに予定をしております。

基礎疾患のある方の予約開始日を先行して設けた後に、順次予約を受付、接種を進めていく予定でございます。

なお、一般質問1日目の私の答弁の中では、一般の方について8月1日から接種を始めるというふうに申し上げましたけれども、日々、状況が動いております。県が大規模接種会場を設けられるということも勘案をいたしまして、予約の空き状況によっては、一般の方へ7月中の接種開始ということも視野に、現在、推進室のほうでは検討いただいております。

りますので補足をさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、部長がおっしゃったように、7月1日にお手元に着いたら、大阪、どこでも接種できますよって周知しているんです。だから、逆に言ったら、もうフリーというか、なるような状況が生まれると思いますので、しかし、それはちゃんと国のほうで受けたら掌握されると思いますので、そういった点もちょっと確認していただきたいと思います。

それでは、4番目ですけれども、接種を受けられる場所、今、野洲病院がメインにやっていますけれども、そういった状況についてちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、矢野議員の4点目のご質問、ワクチンの接種が受けられる場所、会場の現状についてお答え申し上げます。

市内でワクチン接種が受けられる場所といたしましては、現在は集団接種の会場となっている市立野洲病院のみですが、7月からはこれに加えて、第2接種会場として設置を予定しているイオンタウン野洲、ザ・ビッグエクストラが主な集団接種会場となってまいります。

また、個別接種につきましては、ワクチン接種の実施を希望される市内診療所での接種を予定しておりまして、現在、診療所へ意向調査を実施させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それがちょっと早く聞きたいんですよね。診療所で、近くの開業医さんで受けたいという方、かなり、高齢者を回っていたらおっしゃっていますので、その辺の状況、できるだけ早いこと周知していただいて、そういう困っておられるお年寄りに援助ということで情報を送っていただきたいと思います。

5番目ですけれども、今現在ですけれども、入院、入所中の住所地以外の方の医療機関やまた施設やワクチンを受ける方についてのこういった状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 入院、入所中の住所地以外の方の医療機関や施設でワクチン

を受ける方の現状についてお答え申し上げます。

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、基本的には住民票のある市町村で受けていただくということが原則となっております。ただ、入院、入所中の方につきましては、それぞれの医療機関や施設での判断にはなりますけれども、それぞれの医療機関あるいは施設での接種が可能な場合もございますので、施設等に直接ご相談いただくようにご案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 遠いところで入院されている方って、これ接種券はその方に行き渡つとるんでしょうかね。その辺がいまいちよく分からないので。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 基本的には住所地へ送らせていただいておりますので、ご家族等を通じて施設へ持参をされていると。うちの父親も施設に入っているんですけども、接種券を預けております。市外の施設に入所されておられますけれども、基本的にはそれぞれ住所地の市町が発行した接種券をお使いいただくというふうなことでございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 理解できました。

6番ですけども、先ほどから基礎疾患の方に次行くと思うんですけども、治療中の医療機関やワクチンを受ける方に対してのこういった現状はどこまで把握されておるのかお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 基礎疾患のある方についてなんですけども、基本的に基礎疾患のある方については、市では情報を把握しておりませんので、あくまでも自己申告でご予約をいただくというふうなことになるかと考えております。

基礎疾患のある方につきましても、個別接種を開始した後、主治医が属する医療機関が個別接種を実施されていて、なおかつ主治医が接種しても大丈夫だよというふうに認めれば接種することは可能とされております。また、集団接種会場での接種も可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○ 8 番（矢野隆行君） これは本当になかなか把握できない状況だと思いますので、次に行きます。

7 番目ですけれども、これは副反応、またリスクの高い等のために医師の判断により体制の整った医療機関での接種が必要な方についての現状、これも把握できないかもしれないけど、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 体調等に心配があつて、体制が整ったら医療機関の接種を希望される方というのは、もちろんあろうかというふうに思っております。

個別接種の開始後につきましては、こちらもかかりつけ医の判断で、自身が属する医療機関での接種が可能になりますし、また、これまで本市での集団接種につきましては、議員ご指摘のとおり、副反応に対する最大の安全・安心確保ということで、これまでは市立野洲病院は集団接種の会場として対応させていただきました。

第 2 接種会場設置後、開設後につきましても、当面は市立野洲病院のほうも並行して、健康に心配のある方などが病院で接種が受けられる体制というのは維持をしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○ 8 番（矢野隆行君） 本当に先ほど部長がおっしゃったように、日々、日々変わるわけでございまして、野洲市も集団接種ができるようになりまして、こういった中で大阪等々で、先ほども言いましたけれども、7 月 1 日に接種券が届いたらどこでもできることになるわけでございすけれども、こういった点の現状というか、それは分からないと思いますが、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 国、県による大規模接種会場の状況でございすけれども、国が設置をいたしました大規模接種会場につきましては、これ、東京と大阪にございますが、これまでは滋賀県在住者を対象とされてきませんでしたけれども、防衛省等の発表によりますと、6 月 10 日から対象者を全国の 65 歳以上の住民にまず拡大をされております。6 月 12 日からはこれまでインターネットでの予約のみとされていたのが、電話での予約受付も行うことができるようになり、また、6 月 17 日からは 64 歳以下の方も対象として広げられておりまして、現在、東京会場についてはほぼ予約がいっぱいになっ

たというふうな情報も聞いております。

また、県が設置を発表しております大規模接種会場につきましては、現時点では湖南と湖北の２会場を予定されておりました、福祉施設の職員、教職員、保育士、警察官や消防署員などの専門職、およそ６万人を対象に７月１日からの予約開始、７月１０日頃からの接種開始というふうに伺っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 本当に日々変わる状況でございますので、こういった情報もできるだけ市民に分かるようお願いいたしております。

これ、９番目ですけれども、先ほどおうちに接種券が送ってくることになっておりますけれども、それでも住所はこっちに置いて、どっかよそに行つてはるとか、それはもう家族の範疇になるんですかね、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 基本、住所地に送付をしておりますけれども、個別に連絡をいただいたり、ご相談をいただいた場合には、それぞれ個々に対応させていただいている部分もございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） はい、分かりました。個々にね、そういった方、特に学生等々でもう行ったり、こっちにおられない方もおられますので、また次の段階で問題になるかなと思っております。

これは厚生労働省の話ですけれども、１０番目ですけれども、この新型コロナワクチンの接種について、健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく救済を受けることができるというふうになっておるわけでございますけれども、この辺が市民はね、やっぱり怖いという人もおられますので、完全に補償されるんだよという状況でありますけれども、この辺の取り組みを教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、１０点目、接種による健康被害が生じた場合の予防接種法に基づく救済についての現状にお答えをいたします。

予防接種法に基づく救済制度につきましては、予防接種が原因で健康被害が生じた場合

に必要な給付等を行って、被害者やその家族を救済するための制度でございます。予防接種に起因する救済対象となるご本人の住民票がある市町村が窓口になるというふうになっております。

現在、これまでに本市で実施をしております高齢者へのワクチン接種におきましては、今のところこのような健康被害の事案は発生はしておりません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） できるだけ、そういう被害がないことを望むところではございます。だから、補償されるから安心だということもまた伝えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私も高齢者の一人暮らしという方、3人ほど接種会場に連れていく予定をしているんですけども、それでも把握できておられない高齢者、お一人暮らしとか2人暮らしの方で、接種会場にどうやって行くんやという方もおられると思うんですよね。この方に対して、恐らく後のほうになるかと思うんですけれども、そういう対応はどうされていくのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 接種会場に行けない高齢の方についての現状と取り組みについてでございますが、在宅介護など自宅からの移動が困難な方に関しましては、市内開業医等による往診での接種ですとか、また介護施設に入所されている方につきましては、施設の嘱託医等による接種、あるいは開業医による巡回接種などを想定しているところでございます。

また、施設内での接種が可能な65歳以上の高齢者施設につきましては、その施設の嘱託員さんで完結できるという場合には、施設の接種計画に応じて、もう既に順次、ワクチンの供給を始めさせていただいておりますが、議員おっしゃいましたように、往診あるいは巡回の接種につきましては、具体的な進め方、今後まだもう少し調整が必要になってきますので、今後、市立野洲病院ですとか、あるいは市内の開業医さんと調整を行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 野洲病院のほうで在宅のほうの医療を行っております。そういっ

た点を使っていただければいいかなと思っております。何しろ5万人の都市で、皆、安心・安全なワクチンが受けられることをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に行きます。2番目でございますけれども、国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについてお伺いさせていただきます。

これは国におきまして、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災の教訓を生かしまして、今後想定される首都直下型地震、また南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する備えといたしまして、災害による致命的な被害を負わない、要するに強いまちづくり、強さと速やかに回復するしなやかさを持った安全・安心な国土地域経済社会の構築を推進するために、これ、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法を公布、施行すると共に、これは平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画を策定し、強靱な国づくりを進めているところでございます。

そこで、人命を守り、経済社会の被害を致命的なものにならず、迅速に回復する強さとしなやかさを持った災害に強いまちづくりを推進するため、野洲市国土強靱化地域計画、以下地域計画と言いますけれども、策定するものとしますとうたっております。本市におきまして、今年の令和3年1月に見直しを改正されたところでございます。

脆弱性評価の結果を踏まえまして、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は次のとおりと、これ、改正された冊子に載っているわけでございまして、こういった点を少し確認させていただきます。

建築・交通施設等の複合的・大規模崩壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生についてということで、これ、列記されておりますので、こういった点を少し、どこまで進んでおるのか確認させていただきたいと思えます。

まず、1番目でございますけれども、こういった法律の優しい国土強靱化地域計画の中でこれら示しておられるので、市民はなかなかどこまで進んでいるとか分からないと思いますので、今日はこういった点をちょっと確認させていただきたいと思うわけでございます。

まず、1番目は、耐震性防火水槽の整備を進めるについて、進捗と今後の計画についてお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、1点目の耐震性防火水槽の整備の進捗と計画につ

いてお答えさせていただきます。

現在の野洲市内の消防法に基づき整備されている防火水槽は、令和３年４月１日現在で公設・私設合わせて３６４基で、うち耐震性防火水槽は９８基です。既存の設備は施設管理者が毎年消防設備点検を実施し、必要に応じて消防署の指導に基づき、適正に管理されております。また、公設の防火水槽は年に１回、消防署が巡回し、適正に維持管理している状況です。

野洲市内の防火水槽を含む消防水利についてはおおむね充足している状況であり、耐震性を有しない防火水槽の更新や新規整備については現状では特に計画はございません。

今後、既存の防火水槽が使用不可になった場合や新たな場所に整備が必要になった場合は、湖南広域消防局の指導基準に基づき、耐震性を有する防火水槽の整備に努めたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） ３６４件あるうちの９８基ですかね、公的に作っているということで、各自治会も管理されていると思いますけど、この耐震性防火水槽となっておりますけれども、これ今全然計画していないということでもありますけれども、今後、どのように耐震性を計画していくのか、もしその辺が分かれば教えていただきます。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 今後は、例えば新しい団地が開発された場合とか、そういう部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、消防の基準がございますので、それに沿った基準で建てていただくという形になると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 既存の分でそんな壊れるとは思いませんけど、かなり耐震性になっても、それに基づいてしっかりと設置していただきたいと思います。

２つ目ですけれども、消防車両や設備の更新を継続して進めることになっておりますけど、こういった計画についてお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ２点目の消防車両や設備の更新を継続して進めることについての進捗と今後の計画はのご質問にお答えさせていただきます。

消防車両につきましては、消防団の消防車両として現在１２台の車両があり、整備や更新の計画をもって管理しております。車両の種類によって相違がありますが、消防団の消防ポンプ自動車などについては、おおむね配備から２０年程度で更新する計画となっております。消防団並びに消防署の車両に積載する消防ホース等の設備は経年劣化をしているものから順に予算の範囲で更新しているところでございます。

消防署の車両につきましては、湖南広域消防局の更新計画に沿って配備からおおむね１６年で更新されております。今後も引き続き計画に基づき、適正な管理を行っていきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 確認ですけれども、各自治会の消火栓ポンプのホースがありますよね、消火ポンプの。あの辺の更新は自己申告で、その辺は掌握されているのかな。各自治会で申出があったら替えていくんですかね。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 自治会のほうで管理されている部分につきましては、自治会から一応点検は補助金が危機管理課のほうで点検とか訓練とかありますので、そこで一定見ていただいているものとは認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） ３番目ですけれども、野洲市にはこれはなかったと思うんですけど、救助用のボートなどの救助用の資機材の整備を進めるとあったんですけど、この辺よう分からなかったんですけど、その辺どうなんでしょうかね。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） ３点目の救助用ボートなどの救助資機材の整備についてお答えさせていただきます。

令和２年度において災害の激甚化や広域化等への対策のため、消防団用救助資機材として、救命胴衣６着、救命浮き輪３個、スローラインバッグセット３個、ゴムボートを３艇購入し、整理しました。

今後は、これらの装備を災害時に有効に活用できるよう、実技訓練等を実施していき、市民の生命、財産の保護に努めたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 一応、このゴムボードがあるというのは、僕らも認識がなかったもんでちょっと確認させていただきました。

4番目ですけれども、新規消防団員の確保を図るための進捗、今後の消防団のそういった進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 4点目の消防団員数を確保するための進捗と今後の計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年4月1日現在、消防団員定数178名に対して団員数は160名となっており、18名の欠員が生じております。これに対応するため、野洲市消防団においては令和2年6月7日に消防団員確保等に係るプロジェクトを立ち上げ、同年度では計8回にわたり、団員を増員するための課題の洗い出しと魅力ある活動方針等について話し合いが進められました。

その結果、全団員を対象とした聞き取りやアンケートの実施、各種活動のPR動画作成など、これまでにない取り組みを積極的に実施され、現在も継続していただいているところ です。

本市といたしましても、消防団員定数不足という危機感を共有しながら、自治会向けの研修や成人式等の機会を捉え、消防団員の増員に向けたPRを行うと共に、募集チラシの自治会回覧やホームページへの掲載等により、継続的な市民への周知、広報を強化するなど、消防団が取り組まれている活動に合わせて支援を実施していきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 178人の定員に及んでいないことなので、鋭意努力していただきたい、こんな思いでございます。

5番目、避難所、備蓄倉庫等を確保するための防災型小規模コミュニティセンターを整備することについてとなっていますけれども、現実、これはあると思うんですけども、この辺どうなんだろうかね、進捗は。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 矢野議員の5つ目の防災型小規模コミュニティセンター整備の進捗と今後の計画についてお答えさせていただきます。

まず、進捗状況でございますが、令和3年4月16日金曜日に、三上学区自治連合会会長様及び副会長様ご同席の下、近江富士自治連合会の新旧役員の皆様と施設内容やこれに伴う維持管理費用等について協議を行いました。

今後についても、引き続き、施設の運用等も含め、協議を行い、基本計画の策定を進める予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 新たにそういった立ち上げるところに対してのアドバイスとか、そういう協力をしていくということで理解しました。

次に6番目ですけれども、小中学校施設の保全計画に基づき、計画的に施設の改修、整備を図ることとなっておりますけれども、これはどういったことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 6点目のご質問にお答えいたします。

まず、進捗でございます。現在進めております野洲北中学校の大規模改修は来年5月末に全ての工事が完了する予定でございます。中主小学校ですけれども、この学校の改築及び大規模改修につきましては、令和6年3月末の完成を予定しているところでございます。

また、保全計画に基づきます今後の予定としましては、児童数の増加が見込まれます北野小学校の校舎の増築及び老朽化した校舎と体育館の大規模改修がございます。また、中主中学校も同様に校舎の増築と老朽化による大規模改修を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 公共施設の安全管理に基づいてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に7番目ですけど、避難所となる公共施設の非構造部材の耐震化について調査及び対策を進めるとなっておりますけど、こういった状況はどういった状況なんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 7点目の避難所となる公共施設の耐震化についてお答えさせていただきます。

現在、野洲市地域防災計画で指定しております市内の避難施設は35か所となっており、全て耐震基準を満たす施設、または耐震診断の結果、改修が不要となった施設であります。

したがいまして、現在のところ、耐震改修等の計画はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 避難所がそういった状況であれば安心かと思っております。

続きまして、8番目ですけれども、野洲市営住宅長寿命化計画を適宜見直していくということなんですけれども、市営住宅の大規模改修を推進する、または今の現状、老朽化した団地の建て替え等を今計画されておると思うんですけど、こういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市には7団地17棟309戸の市営住宅がございます。老朽化が進んでおりますことから、野洲市営住宅長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行っているところでございます。

昨年度は小篠原団地の外壁・屋根大規模改修工事を施工するなど、長寿命化計画に基づく計画的な修繕を行っております。また、昭和40年代に旧耐震基準で建築されました永原第2団地につきましては、要望等から順次、建て替え整備を行う計画でございます。昨年度に4号棟の解体設計を行っております。今年度は4号棟の実設計、それから現在の住宅の解体工事を施工いたしまして、引き続き、令和4年度から5年度にかけて、新たな住宅の建築を行う予定でございます。さらに2号棟と3号棟を統合いたしました建て替え整備、そして1号棟の建て替え整備へと財政負担の平準化も考慮いたしまして、適切な年次計画で整備を進めていく予定でございます。

このように予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策といたしまして、市営住宅の老朽化の段階に応じて、計画的に修繕・改善を進め、更新コストの縮減、市営住宅の長寿命化を図ると共に適切な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） これからの高齢化社会におきまして、本当に市営住宅は重要な位

置づけになると思いますので、しっかり計画どおり進めていただきたいと思います。

9番目ですけれども、公共施設と総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別設計政策、長期的な観点に立ちまして、公共施設やインフラ資産の更新、統廃合長寿命化を計画的に行うとなっておりますけれども、これもどういった形でこれを取り組もうとされているのか、この辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 矢野議員の9点目の質問にお答えします。

公共施設の方針、統廃合、長寿命化等の進捗状況については毎年確認をしておりますけれども、計画いたしておりましたとおりの床面積の削減が進んでいないのが実情でございます。

こうしたことを受けまして、今年度から取り組みます行財政改革におきまして、これまでの公共施設のあり方における方針に対し、行財政改革の視点から改めて点検を行いまして、個々の施設のみの可否を検討するだけではなく、公共施設を通じて市の行政サービス提供のあり方や広く市内における他の既存施設との関連性も十分に考慮しながら検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） この統廃合というのがなかなか難しい話でありまして、地元の方の了解が得られないとか、その辺をどう進めていくのか、これからの本当に大事な要件になると思いますので、この辺、どう進めてきているのか、いまいち分からないので、政策のほう、思いがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの矢野議員の質問でございますけれども、その施設、重複施設等が集約ということで計画ではうたっておるわけなんですけれども、施設の機能、それから現在使われている状況も考慮しながら、集約をどのようにするかというのは今ちょっと考えている最中でございます。先ほど言いました機能あるいは今実際使っている状況、そういうものを踏まえて、どのようにやっていくかという案のほうを考えていきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○ 8 番（矢野隆行君） 大変な作業になると思いますけれども、諦めずにしっかりと皆が理解できるようにやっていただきたいと思います。

10 番目ですけれども、旧の耐震基準の木造住宅に対しまして耐震診断等の取り組み支援を今実際やっているといますけれども、今後の計画と今の進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 10 点目のご質問にお答えをいたします。

平成 25 年の耐震改修促進法の改正におきまして、耐震性を有しない恐れのある全ての住宅、建築物の所有者は耐震診断を行い、耐震結果により、失礼しました、診断結果により、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないということが定められております。

特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しております旧耐震基準による木造住宅につきましては、野洲市耐震改修促進計画におきまして重点的に耐震化すべき建築物の位置づけ、耐震改修の促進を進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まず第 1 段階として、木造住宅耐震診断員派遣事業によりまして、専門家を派遣して耐震診断を実施いたします。この耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅につきましては、第 2 段階といたしまして、木造住宅耐震補強案作成事業によりまして、耐震改修を行うための補強案の作成及び概算費用を算出したしております。

これらの取り組みは予算の範囲内において無料で受けていただくことができ、令和 2 年度は 5 件の実績がありました。今年度は 10 件の予算を計上し、現在、申請を受け付けているところでございます。

最終段階は、作成されました耐震補強案に基づきまして、耐震改修工事を行っていただくものでございます。木造住宅耐震改修等事業というのがございまして、これによりまして、補助対象経費の金額区分に応じまして、50 万円を限度といたしまして、その範囲内で補助金を交付し、耐震改修工事を促進しているところでございます。

なお、野洲市耐震改修促進計画におきましては、住宅における耐震化目標を定めておりまして、令和 7 年、この年度末の耐震化率も 95% と掲げ、木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 上限５０万までということですがけれども、実際は３００万、４００万とかかるような物件が多いようでございますので、地道な作業でございますけれども、この９５％という大きな目標に向かって、しっかりと周知しながらやっていただきたいという思いでございます。

１２番目でございますけれども、地震災害における関西の小学生がブロック塀に押し潰されたというのを今でも記憶に残っておりますけれども、本当にこのブロック塀等の崩壊による被害の防止を推進するためにつきまして、野洲市の現状と今後の進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） １１点目のご質問にお答えをいたします。

平成３０年６月１８日に発生いたしました大阪北部地震でブロック塀が倒壊したことによる死亡事故に起因し、地震災害におけるブロック塀等の倒壊被害を未然に防止するため、避難所までの経路となる道路に面しましたブロック塀等の撤去に係る補助金を交付しております。

令和２年度は８件の実績がございまして、今年度は１５件の１５０万円の予算を計上し、現在、申請を受け付けているところでございます。引き続き、今後も広報やホームページ等の掲載によりまして、啓発、また事業の周知等を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 基本、避難所までの通路にかかるということ、この意味が市民がいまいち分かってなくて申請されてない方もおられますので、この辺の意味合いですか、どこでも市道やったら、これ、入るんでしょうかね。その辺の説明、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 避難所までの通路ということで、基本的には住宅課のほうでどの道路に該当するかという資料は持つておるわけでございますけれども、避難所までの通路ということになりますと、ほぼ該当するケースになろうかと思います。

個々につきましては、それぞれご自宅の事情等、住宅課のほうにご照会あるいはご相談等いただきましたら、対象になるならない、またその事業の内容等につきましてご説明を

させていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 小学生がこのブロック塀で挟まれる、死亡するという案件が野洲市から本当に出ないように取り組んでいただきたい、こんな思いでございます。

13番目ですけれども、空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進するにつきましての進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 12点目でよろしかったでしょうか。空家対策等の計画に基づきます空家対策の進捗状況等につきましてお答えを申し上げます。

本市では空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づきまして、平成30年に野洲市空家等対策計画を策定いたしまして、特定空家等にならないための予防策の取り組みを行うこと。それと特定空家等に対する適切な対応を進めていくこと、この2点を基本方針として取り組んでいるところでございます。

具体的には野洲市空家等の報告に関する要綱に基づきまして、自治会を通じて管理不全の空き家についての報告をいただきまして、現地確認等を行った上で問題のある空家等と認められれば所有者を特定し、土地・建物の適正管理について通知、また助言等を行い、近隣住民の安全確保、公衆衛生の悪化を未然に防ぐための取り組みを進めているところでございます。

また、昨年度から市民の安全・安心の確保、それから、住環境の改善及び良好な景観の促進を図ること、これを目的といたしまして、野洲市空家解体促進事業補助金の制度を創設いたしまして、危険な空家等を解体しようとする所有者等に対しまして補助金を交付し、特定空家等を発生させない未然防止の取組を推進しているところでございます。

昨年度は2件の実績がございまして、今年度は5件分250万円の予算を計上し、現在申請を受け付けているところでございます。

さらに本市では、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正によりまして、平成31年4月1日より市街化調整区域における空家の解体後の空地において、一定の条件を満たす宅地であれば自己用住宅に限り、建築許可を受け付けた上で土地利用を図ることを可能といたしまして、危険な空家の解体を促し、その後の土地利用も合わせた施策を推進しているところでございます。

今後も引き続き増加傾向にあります空家について、野洲市空家等対策計画に基づき、土

地建物の所有者等の特定に注力し、適正な管理について指導、助言等を行い、また啓発に努め、特定空家にならないための未然防止の取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 空家というか、ここで強制執行した美和コーポですね、1億ほどまだ回収できない件がありますけど、この辺、状況はどうなっているんでしょうかね。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 美和コーポB棟の行政代執行によります、その費用の回収状況でございますけれども、昨年度もご報告しておりましたように、区分所有がございまして、9人の建物の所有者の方がおいでになります。そのうちお一人につきましては、所在が不明ということで調査をいたしましたけど、つかめないということで行政代執行にかかりました費用、これを9等分いたしまして、お一人約1,300万になるわけでございますが、8名の所有者の方に請求を行っております。そのうち3名の方につきましては、請求どおり納付をいただいているところでございます。残る5名の方につきましては順次、住宅課で面談をいただくよう連絡を取らせていただきまして、調整がついた方から順次面談を重ねているところでございまして、現在1名につきましては、既に生活状況等の確認を終えた上で、債権管理条例に基づき、納税推進課のほうに債権の移管をしたところでございます。

今後、納税推進課のほうで財産調査等を行い、納付についての指導と相談等を行っていくということになります。残る方につきましても、早急に納税推進課への移管ができるように面談等を重ねているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 大変な作業ですけれども、根気よくやっていただきたい、こんな思いでございます。

14番、特定空家というのはここはもう割愛します。15番になるのか13、14になるんですかね。災害対応職員等は一堂に会し、情報共有の上、連携し、効率的な災害対応に当たるための危機管理センターを整備するとなっておりますが、現状、どうなんですかね。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、危機管理センターの整備に係る進捗と今後の計画についてお答えさせていただきます。

災害時において迅速かつ有効な対応を行うためには、情報共有や指揮命令系統を持つ危機管理センターの整備は必要不可欠なものであり、国土強靱化地域計画でも挙げているところでございます。

この整備時期につきましては、野洲市役所本館の建て替えに合わせて整備することが効果的と考えており、今後は関係所属等と連携しながら、野洲市役所本館の建て替えの時期に合わせて整備していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 防災センター、今ありますけど、あそこは活用できないんですか。今、湖南消防の北消防署ですか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） もちろんそこも活用しますから、あそこは基本的に第2指揮所という位置づけになっておりますので、最初の指揮所は本館、本館がいろんな事情があって難しい場合は第2指揮所的な扱いということになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは、本館建て替えたら、ちょっと難しい話だと思いますので、そういった体制をしっかりと組んでいただきたいと思います。

最後でありますけども、これは栢木市長に対しまして、国土強靱化地域計画を野洲でつくっておりますので、これに対する市長の認識ですかね、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 15点目の国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについての見解についてお答えをいたします。

野洲市国土強靱化地域計画は、国の基本計画、滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、野洲市地域防災計画をはじめとした本市の国土強靱化に関する各計画を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、各種施策の進捗について複数の部長からお答えさせていただいたことから分かりますように、庁内各部局が一丸となって本市の国土強靱化に取り組んでおります。

大規模災害が頻発している近年、防災及び減災をめぐる状況は日々刻々と変化しておりますので、引き続き、市民の声や国、県の動向の把握に努め、必要に応じ、計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 国土強靱化というのは、国、県も本当に真剣に今予算を組んでいるんですね。先だって、国8に対しまして、国、県から説明があったように、事業費規模でいくと相当な規模で行っておりますので、そういった点もしっかりと野洲市としても受け止めていただいて取り組んでいただきたいと思いますのでございます。

続きまして、義務付け・枠付け、ちょっと昼回るかもしれませんが、よろしく願います。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大につきまして、これまで国が地方公共団体につきまして義務付けてきた基準、施策等を地方公共団体がこれが条例の制定等によりまして、自らが決定して実施するということになっているわけでございます。

第1次一括法、また第2次一括法、施行期日は平成24年4月1日、ただし多くの改正事項につきまして、施行の日から起算して1年を超えない期間内、これは平成25年3月31日までとなっておりますけれども、こういった点につきまして改正後の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、政令または省令で定める基準は条例で定める基準とみなされることと経過措置が取られておるわけでございます。

地域の実情を踏まえまして、独自性のある条例が地方議会におきましても成立しているわけございまして、地方議会での地域特性に応じ、特色のある条例の制定を通じましてよりよいまちづくり、いわゆる野洲のまちづくりが進められてきたわけでございます。

こういった点をちょっと確認させていただきます。

まず1つ目ですけれども、義務付け・枠付けの見直しによりまして、条例制定により本市これまでの各分野における取り組みについて伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、矢野議員の義務付け・枠付けについてのご質問の1点目のご質問にお答えいたします。

これまで本市における主な取り組みといたしましては、土木関連では河川、下水道等に関する技術基準について、福祉関連では介護保険に係る指定地域密着型サービス等事業の

人員、設備及び運営の基準等について、条例化するなどの取り組みを進めてきております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 野洲市独自の条例をつくっていただいておりますけれども、次に2番目ですけど、国の基準を適用した場合は説明責任が生じるわけございまして、この件があったのかどうか、こういった点も見解をお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 2点目のご質問にお答えします。

国の基準を適用した場合におきましても、市の条例として制定しております限り、市の説明責任があると認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 3番目ですけれども、この10年間におきまして、制定からですね、本市で影響があった案件に対して、先ほども説明ありましたけれども、ほかにそういった案件がなかったのか、伺います。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 3点目のご質問にお答えいたします。

1問目の答弁で申しましたように、河川や下水道の技術基準、あるいは介護サービスの運営に関することなどの条例制定を実施しております。その結果、地域の実情に応じた基準等を定めることで、住民サービスの向上や円滑な運営につながっていると認識しております。

また、現在の地方分権改革は国主導における委員会勧告方式から地方の実情を踏まえた提案募集方式が導入され、より地方の発意、提案に根差した取り組みを推進されております。

本市におきましても、直近では、令和2年度に個人番号カードに関連する他市さんと共同提案を行いまして、提案が採択されるなど、地域の自主性及び自立性を高めるための地方分権の推進の一翼を担っていると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） これは先ほど住宅課のほうから説明あったんですけれども、保証

人制度も野洲市独自でなくすということがあったり、また高齢者、一人暮らしでも住宅に住める、これは今までなかったことなんですけれども、こういった点は入らないんですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの矢野議員のご質問ですけれども、今おっしゃった内容につきましても、いわゆる分権の一部として国交省のほうの方針を出しまして、その方針に基づいて、市町村のほうがそれを独自の条例で改正するのか、そのままにしておくのかというような判断の下に運営のほうをされておりますけれども、住宅の保証人のその話については、ちょっとすみません、私の不勉強ですので、場合によっては所管の部長のほうでお願いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 住宅の保証人制度のことでございますね。今、住宅にお困りの方に市営住宅にお入りいただくようにということで、本来、そういった役割があるというふうに認識してございます。

これにつきましては保証人が必要であると、これまではそういう制度でございましたので、そのことが要因となりまして、市営住宅にお入りいただけないというふうなケースにつきましては、本来の趣旨に反することになるだろうというふうなことから、市のほうで市の市営住宅の条例を改正いたしまして、その保証人について撤廃をさせていただいたというところでございます。

現在、お入りいただいている方につきましては、既に保証人とおいでになる方につきましては、市の考えを通知させていただいた上で、保証人の解約をさせていただく手続を進めているところでございます。

また、緊急時の連絡先、これだけはやっぱりどうしても必要になりますので、それだけは確認させていただくようにはさせていただいておりますけれども、万が一、緊急時の連絡先というものもなかなかどこにというのが困難な方がおいでになった場合は、住宅課と市民生活相談課のほうが連携をして対応していくというふうな形で対応させていただくと考えております。現在、そういう対象の方、おいでにならない、入居の方については緊急時の連絡先というのは確認をさせていただいているということでございます。

市のほうでそういった判断をして、独自に取り組ませていただいているというところでございます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 高齢者の一人暮らし、私も保証人になっていた方から、申請書がありまして解除したところでありまして、随時、住宅課のほうでそういった取扱いですかね、やっけていただいているところでございますね。

それでは、これからのまちづくりに対しまして義務付けを、まだまだ野洲市でポテンシャルと、市長、おっしゃっていますので、こういった点でまだまだこういった点を手がけていっていただきたい、こんな思いがあります。

もし、あれば見解もお伺いさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ４点目の本市における地方分権改革における義務付け・枠付けに係るこれからの取り組みについてお答えを申し上げます。

地方分権改革につきましては、地域自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤であり、その取り組みとして提案募集方式が導入されていることから、今後につきましても、この方式を活用し、地域の課題を解決できるよう取り組みを進めてまいる所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開は午後１時といたします。

（午後０時０４分 休憩）

（午後１時００分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第１６号、第９番、長谷川崇朗議員。

○９番（長谷川崇朗君） まず初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種にご尽力いただいています方々に御礼を申し上げます。

本日は夏至です。１年で一番日中が長い日です。これからますます暑くなってきますが、関係者の皆様、お体にお気をつけていただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

質問に先立ち、皆様に紹介したい話があります。必要なデータをしっかり用意し、分析、検討すれば、未来を見通す検討はできるということを示した組織があります。太平洋戦争、アメリカとの開戦以前、昭和１６年、総力戦研究所という内閣総理大臣直轄の研究組織が

つくられました。この組織は日本の官民の組織から優秀な人材が30人余り集められ、日本とアメリカが開戦した場合どうなるのかを机上、模擬内閣でシミュレーションし、予想しました。

結果、この総力戦研究所は日本が必ず負けると予想しました。アメリカの開戦前にです。開戦初期はそこそこ勝つこともあるが、最終的には経済格差など様々な要因で負けるといふ日本が敗戦に至るまでの経過をことごとく的中させました。提言は生かされることなく開戦してしまい、組織は廃止され、そして敗戦することになります。

必要なデータをしっかり用意し、分析、検討すれば未来を見通す検討はできるということ、この総力戦研究所は政府に付度することなく、日本の敗戦という体裁のよくない結果を予想し、提示しました。必要なデータをしっかり見据え、分析、検討し、未来を見通すということがこの議会にも野洲市にも求められていると思います。

そして、結果が仮に体裁のよくないものであったとしても、しっかり真正面からそれを見据えて、結果を受け止め、よりよい野洲市となるように考えていくことが求められていると思います。

今、野洲市では、病院問題、新型コロナウイルス対策など様々な課題があります。必要なデータをしっかり用意し、分析、検討し、よりよい野洲市となるように考えていきましょう。

通告の1個目の質問です。新型コロナウイルスワクチン接種早期完了に向けて。もう皆様、一般質問で何度か聞かれたこともあると思うんですけども、通告に従い、重複するところもありますけども、質問していきたいと思います。

初回の高齢者ワクチン接種に関する問題がありました。対象者である市民の方からお聞きしました。高齢者の接種について、予約の問題です。市が認識した内容について詳細とその対策の方法をお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、長谷川議員の新型コロナウイルスワクチン接種早期完了に向けてのご質問の1点目、初回の高齢者ワクチンに関する問題への対策とのことでお答え申し上げます。

これにつきましては、4月に実施をいたしました当初の予約受付時に認識をした課題についての対応ということでお答えさせていただきます。

まず、4月の予約受付を中断しなければならなかった主な原因につきましては、国から

のワクチン供給が不安定で、十分な数が確保できない中で予約の受付を始めざるを得なかったことにあるというふうに認識をしております。そのため、予約の再開に当たりましては、十分なワクチン供給の見通しがつくのを待ってから行うこととし、最終的に予約再開を5月25日とさせていただいたところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 全体の流れの計画の中ではなくて、初回の件についてお聞きしたいと思っております。初回の件と言っておりますのは、高齢者に対してワクチン接種券が配布されて、一番最初の予約のときです。電話がなかなかつながらない問題。そもそも接種券が到着するのが予約開始日までに到着せず、その後、届いた人がいて、人によってはその到着したときに予約を入れようと思ったら、既に枠が全くなかったということもお聞きしているんです。そこについて教えていただけますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 長谷川議員の再質問にお答えをいたします。

4月1日からの高齢者の予約開始に当たりましては、3月31日に約1万4,000人の対象者に対して、一斉に接種券、クーポンを発送させていただいております。この時点で予約枠といたしましてはワクチンが確保できている分として1,890人分の予約枠が取れました。

以前もたしか申し上げたと思いますが、結果として予約が殺到いたしましたけれども、当初は副反応に対する情報等がなかったもので、むしろどっちかという、その予約が来ないという想定もしておりましたので、まさかこれだけ予約が殺到するという想定はそこまではしておりませんでした。そういったこともありまして、4日後の4月4日には予約が満杯になってしまって、一旦予約を中止するというふうな形になっております。

予約の再開に当たりましては、最終的には1万2,000回分、約1万2,000回の予約枠を設定して予約の再開をさせていただいておりますので、予約再開時には電話がつながりにくいという苦情がございましたけれども、電話がつながれば、あるいはネットで予約サイトにつながれば確実に予約が取れるというふうな状況で再開をいたしておりますので、予約再開時には予約を中断するということなく実行することができております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 再開された後のことについてなんですけども、ネットでは混雑は全くなかったんでしょうか。スムーズにできたと私も認識はしているんですけども、把握されている状況としてはスムーズだったのかをお答えください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 予約再開日、5月25日でございますけど、この日だけで約1万件ほどの予約が入っております。そのほとんどがネットサイトからの予約と聞いておりますので、ネットサイトのほうがスムーズにつながっていたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 私の地元では年配の方が多くて、いろいろな方に話を聞いたんですけども、ネットでうまくいかなかった人がいるようなんです。その話をお聞きすると、画面の最後に出てくるチェックボックスがあるんですけども、こういうことがいろいろあるんですけども、そういうことを把握されて予約しますかという最後の疑問のチェックボックスにチェックを入れたら、最後のサブミットのスイッチのほうの色が反転して押せると。ここで引っかかった人が非常に多かったようなんですが、お聞きしていると。

そのことというのは、最初の予約があったときに既に起こっていたはずで、まず、そういう事態が起こっていたことを把握されていたかを教えてください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 予約サイトの個々の入力についての苦情については、ちょっと私は直接は確認はしておりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 残念だなと思うのはそこなんです。1回目で経験を野洲市はしているわけで、ネットで操作をした人がうまくいかないケースも把握しようと思えば把握できていたんじゃないのかなと思う中で、そういうネットでうまくいかない人への対応というのがしっかりできていればなと思ったんですけども、そういうところの検証とかされたことはあるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 手順等でいろいろと改善できる部分につきましては、推進室のほうではディスカッションをしながら改善をさせていただいておりますが、ただ予

約システムにつきましては、8市によるクラウドシステムになっておりますので、野洲市だけがオリジナルで改修するというのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。

ただ、推進室のほうには状況確認をして、もし対応できるようであればそこは検討していきたいというふうに思います。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 年配者のほうの予約は1万件規模で進んでいっている中で、ここから先は年配者ではない64歳以下の人たちになっていくとは思いますが、それでもまだ先ほどご紹介したサブミットボタンの部分に関して引っかかってしまう人がいるんじゃないかと思うんです。ネットのほうでいかないと、電話をしても、やっぱり混雑しているからつながらないといったことが起こると思います。ですので、今、ご紹介したところに関してはご確認いただけたらと思うんです。

8市でということなんですけども、何らかの対策ができるんじゃないかと思うんです。システムそのものを改修しなくても、前の画面のところでこういうところがチェックされていないと進まないんだよというアテンションさえあれば、ユーザーは何とか最後まで行くことができるはずなんです。だから、一定、そういう話し合いをしていただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 推進室のほうと、一度、確認をして、もし対応可能であればそこは対応するようにいたします。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 冒頭でも御礼を申し上げました、高齢者に対する接種加速の計画が8日に発表されました。改めてお聞きいたします。高齢者への接種はいつまでかかりますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 高齢者への接種ということで、希望される65歳以上の高齢者への接種終了時期につきましては、政府が目標としている7月末を我が野洲市においても目標としております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○ 9 番（長谷川崇朗君） もうご存じの方も多し、この質問でも何回も出てきました。7 月 31 日、一月半ぐらいが繰り上がった形だと思っております。大変な作業だったと思うんです。急に前倒しになるように様々な施策を打って実行していただいた、本当にありがとうございます。

イオンタウン野洲を第 2 会場とするこの案なんですけども、野洲市は野洲市の施設として体育館や野洲市が所有する会場、幾つかあると思うんです。なぜ、民間であるイオンタウン野洲にされたのか、理由のほうをお聞きかせください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、第 2 接種会場イオンタウン野洲にした選定理由についてお答えをさせていただきます。

当初は第 2 会場として総合体育館、当然、検討の対象とさせていただいておりました。いろいろ検討させていただきましたけれども、体育館につきましては、特に貸館の予約が入っておりまして、長期にわたり継続的に占有するということが非常に困難でございました。その点、イオンタウン野洲につきましては長期にわたり賃借できること、また車で来場される市民の利便性がよく、市立野洲病院よりも多くの接種レーンが設置できると。また、受付のためのスペースですとか、ワクチン接種後に必要となる 15 分から 30 分の経過観察のための待機スペースなどが確保できる面積があったことから、第 2 接種会場として最適であるというふうに判断したものです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○ 9 番（長谷川崇朗君） イオンタウン野洲は、皆様ご存じのとおり、ショッピングモールになっている形ですよね。接種の後、待機するということで、イオンタウン内の買物などに行ってもいいんですかね、それとも、そこはいすに座って待っているという枠組みなんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 一応、専門の看護師、保健師による経過観察が必要になってまいりますので、一定時間が経過するまではその場で待機をいただくというふうな想定をしております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○ 9 番（長谷川崇朗君） イオンタウン野洲が設定されているのと並行して野洲病院も引

き続きやっていくと思うんです。野洲市旧中主地域、野洲市の旧野洲地域と考えると、住んでいる方からすると、野洲に住んでいた人は野洲病院のほうが近いし、中主地域に住んでいる人はイオンタウンのほうが近いということがあると思うんですけども、そういう配慮というのは、今回、年配者の方を繰り上げるに当たってされたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 市立野洲病院の接種につきましては、駅に近いということもありまして、基本的には公共交通機関を使ってお越しいただくようご案内をさせていただいていましたけれども、中主のイオンタウンを新たに開設するに当たりましては、送迎バスの運行を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 繰り上げになったことで、後半、7月、8月、9月と予約が入っていた人は、お聞きしたところによると、一定強制的に枠から枠へと振って、接種者の場所の希望などは聞けていないと思うんですね。繰り上げた対象者は特にほとんど全てが中主のイオンタウンのほうに行ってしまうと思うんですよ。

そうなってくると、野洲の、例えば、三上学区に住んでいる方とかは物すごく距離が遠いわけですよ。三上学区から中主のイオンタウンになってくると、真反対というか、長細い野洲市の反対から反対まで行かなきゃいけない。バスに送迎といっても、恐らくその送迎は野洲駅前からを想定されていて、三上学区からあるわけではないと思うんです。

非常にアクセスが困難になるということだと思うんですけど、今、私が言いました認識で合っていますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 今回の予約の振替に当たりましては、一応、それぞれご本人さんの意思確認の返事をいただくようになっておりまして、市が設定をした予約日で大丈夫だよという選択肢と、それから、日程が合わないのを日を替えてほしいという選択肢、それからもう一つ、野洲病院の今の予約のままでいいからそのままにしたいと、この3つの選択肢を用意しております。

これまで9割近く返事が返ってきておりますけれども、おおむねそのアクセスについての苦情等については、特に今のところお聞きはしておりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 苦情が出ていないということについてなんですけども、市民の方も今この緊急事態の発令がたくさんある中で、ウイルスに対するワクチン接種というのはみんなでやっていかなきゃいけないことなんだという思いから、野洲市が出していただいた指示で、早くできるならやろうという思いから苦情を言っていないだけなんじゃないかと思うんですよ。

実際にお話をして声を聞くと、えらい遠くなってしまうで大変やけども、何とか車運転できるから行くわとか、車がないから身内の人に送ってもらうわとか、大変な状況は発生しています。発生していますので、苦情がないから大丈夫という認識だけは改めていただきたいと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 会場までも来場いただくのになかなか大変な方がおられるということは、これは認識をしております。ただ、効率よく移動させていただく手段として、今のところ市役所からイオンタウンまでの間は送迎バスで何とかしようと、駅前までにつきましては、これまでどおり、おのりやすとかそういった公共交通機関を使って、申し訳ないんですけども、来ていただくようにご案内をさせていただくというふうに思っております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 細かい話にはなるんですけども、今おっしゃられたおのりやす、野洲の市役所からは無料の送迎バスが出る中で、コロナウイルスに関する人に関しては、おのりやすに関して料金を免除するなど、そういう施策は打てないのですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 現時点では一応想定はしておりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今後、検討することは考えられないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 一応、今後についても現時点では検討はしておりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 大枠、次の質問に移りたいと思います。

従来、野洲病院でのみ接種のほうを行うとしてきた理由の中に、重度の副反応、アナフ

イラキシーショックなどが起こったとき、しっかりした対応ができるということが理由に挙げられていました。この理由は至極真つ当だなと思ひまして、当時、副反応がどの程度出るのか分からない中だったんですけども、起こることは起こってひまして、重度の反応というのが非常に低い割合でも起こるみたいでひす。

そんな中、重度のことが起こってひまうと、気管閉塞、息がでひないような状態などが起こってひまう可能性もあると思ひてひます。そのような反応に対して、イオンタウン野洲で行うに当たり、どのような対応を想定されてひますでひしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 重篤な副反応が出てひまった場合の対応につひましてでひすけれども、野洲病院で当初ワクチン接種を始めたときは、どの程度の確率でどの程度の症状が出るのか、その辺りについての情報はほとんどござひませんでしたけれども、一定、市内ではこれまでのところ重篤な反応というのは出ておりません。

イオン会場についてなんですけれども、万が一、副反応が現れたときにはアドレナリンでひすとか、応急措置セットを配備してひくと共に、緊急時に速やかに救急搬送いただけるように、消防署との連携を図るなど適切に対応してひく予定をしてひます。

以上でひす。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 一定の対応はあるとのことなんですけれども、野洲病院であれば手術室も使える形、あと、お医者さんはイオンでもいると思ひうんですけども、例えば、気管挿管とか気管切開など相当なところまで対応できると思ひうでひす。それを考えると、イオンタウン野洲のほうでひうそういう対応に関しては、一定、起こっている件数が極めて少ないことは分かるんですけども、同じ対応というわけにはひかないんじゃないのかなと思ひうでひす。そこに関してはどう考えてひられますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 4月当初は、先ほども申し上げたように、副反応に対する情報がほとんどござひませんでしたので、最大限安全を確保するという意味で、言い方を変えれば、たとえ時間がかかっても最大限安全・安心を確保して野洲病院のみで接種というふうでひ考えておりましたけれども、国の方針も変わってひきてひます。できるだけ前倒しをして、ワクチン接種のスピードアップをしてひくようにというふうでひ変わってひきてひますし、また、全国の接種の状況等も勘案をいたしひまして、イオン会場で接

種を行うということについても、一定、これは進めていかなければならないというふうに本市においても方針を変えていっているところでございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 次の質問に移ります。

診療所での接種、小さな病院とか、あと町の医者さんとか、そういうところでの接種も考えているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 市内診療所での個別接種につきましても、今後進めていく必要があろうというふうに考えておりまして、現在、市内の診療所には個別接種についての意向調査を実施し、調整をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） この場合の重度の副反応についてどのように対応するのかという質問なんですけども、接種をしてくださる診療所にはお医者さんがおられるわけだから、もちろん事前に勉強等されていると思うんです。しかしながら、一定、副反応が起こったときのことを想定したマニュアルとか、そういうことは存在していて、お医者さんは明確にそれを意識し、理解しながらやっていける状況になっているんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 個人の診療所における副反応における対応なんですけれども、市が準備したものではございませんけれども、守山野洲医師会のほうでは副反応に対する対応等についてはマニュアルというか資料で情報共有をされているというふうにはお聞きをしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今、日本全国で様々な接種会場がありまして、そこで接種が行われてっております。接種会場の中では、残念ながら一定ミスも起こっています。空の注射器を使ってしまった、注射針を使い回してしまったなどのミスの事例をニュースなどに耳にします。保管に関しては冷蔵庫が稼働していなかった、様々な電氣的な要因などで稼働していなかったなどのミスも聞きます。

これら、耳に入っている情報、状況というのは、野洲市も当然参考にして、聞いたとき

にそれが発生しないようになっているのか確認すること、追加対策することが大事だと思うんですけども、されていますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 多分、会場でのミスの事例についての対策についてですが、議員ご指摘のとおりでございまして、他の会場でのミスにつきましては、随時、関係者の間で情報共有をさせていただいて、チェック体制の徹底を図っているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） やはり、日本全国でたくさんの接種会場がある中で、そういうミスの情報のほかに、こういういいやり方があるんだよというような事例も出てくるわけです。

たくさんの人数を効率よく接種していくことが求められている中、他市の例として、会場で接種を打つ人、お医者さんのほうが動いていくような手法が紹介されていました。この方法だと患者が動く場合に比べて10倍の処理ができるということで紹介されていました。野洲市でもそういったことの検討というのはされたんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 注射を打つ人が動いていく手法につきましては、野洲市においても医療従事者の接種のときに一時期実施をさせていただいておりましたけれども、例えば注射器を乗せたワゴンが移動の際に他者と接触するなどの懸念があったことから、安全性を優先するため、現在の診察室内での接種に切り替えをさせていただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 接種会場での動線ですよ、そこを整理することによっても、1日当たりの処理数を改善していったり、向上させることができると思うんですけども、そういった施策はありましたでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 動線とかいろんな対策があると思うんですけども、野洲病院での接種に当たりましては、逆に診察室内での接種、いわゆる個室の中で接種をするということを生かしまして、例えば、予診、医師による問診、本来問診を行ってから次に接種場所へ移動していただいて、ワクチン接種をするという形になるんですが、現在の野

洲病院では診察室の中で医師が予診を行う一方で、例えば袖をまくっていただくとか、接種の準備をして、併せて接種をするという形で、ここで一定時間短縮が図られているというふうには感じております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 悪い例に関してもいい例に関しても、しっかり分析して対応いただけているということ、ありがとうございます。

最終的には、高齢者のほうの接種が終わりましたら、市内全域、皆さんに全員に接種していく流れになると思います。全員接種する接種完了希望者の接種完了はいつまでにできそうでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 市民全体への接種の終了につきましては、できればインフルエンザの予防接種が始まる前、9月から10月ぐらいには終わりたいなというふうには思っていますが、そこにはいろんな要素がまた絡んでまいります。今後のワクチンの供給がどうなってくるのか、あるいは職域での接種の進み具合がどうなるか、また大規模接種会場での接種者がどれぐらい出てくるかといったいろんな要素がございますので、場合によっては11月頃までずれ込むということも想定をしておく必要があるかと考えております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今、9月、10月という具体的な日にちが出てきたと思うんですけども、もし接種を希望する人が予約システムに対して前詰め、前詰めに入れていけば、それが10月で終わる、そういうような日程予定に、キャパシティ調整になっているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） そこにつきましては、具体的にどれぐらいの方が接種を希望されるのかということにもよりますので、確実に予約をいっぱい詰めていけば9月までに終われる、10月までに終われるといったところまでの検証には至っておりません。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今、事例として大規模接種のことや職域接種のことが出てきたと思います。ワクチンを打つための案内が届いて、それでもって大規模接種や職域接種のほうを受けることになると思うんですけども、そうなってくると、野洲市が全体の何%ま

でが終わっているのか把握できるかどうかというのが懸念されるんですけども、どのように野洲市以外の施設で受けたことを把握するようになるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 私、ちょっとシステムにはあまり詳しくはないんですけども、聞いているところによると、どこで受けても、ワクチン接種をした人は国のVシステムというシステムに接種情報を入力するようになっていきます。逆に言えば、国が一元管理できるようになっておりますので、恐らくこういったところからそれぞれの市で接種率がどれだけ進んでいるかという把握ができるものというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今後、9月以降、いや、8月以降、年配者の接種が終わって、それ以外の人接種していく中で、学校や仕事がある方というのが多くなってくるはずで、どうしても土日に集中しやすいことが予想されます。それに対して、どのような対策が考えられているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 対策とまでは言い切れないかもしれませんが、第2接種会場の運営につきましては、予約状況等も見ながら、場合によっては土日のみの開設ということも選択肢として今後出てくるかなというふうには考えております。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） ここからまた質問の趣旨が少し変わります。

以前からの質問でも言っているんですけども、今回、使われているワクチンというのは一度に使える量が解凍されることによって出てきてしまう。1個ずつではなくて、一定数解凍されてしまう、そういう厄介な特徴を持っていると思うんです。日々の端数の余りが出るというようなことが予想されますが、無駄にしない対策としてどのような方法が今後取られる予定でしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 余剰ワクチンについては、これまでもそうなんですけれども、まず予約枠のチェックを入念に行いまして、事前に調整が可能であれば代替りの人が打つ、あらかじめ当てておるとか、そういった対応をしておりますし、体調不良等による急なキャンセルが出た場合につきましても、ワクチンを一遍に全部解凍してシリンジに入れてしまうのではなくて、ちょっとそこは接種状況、キャンセルの入り方等を見ながら、

順次、ワクチンの準備はしております。

その上で、急なキャンセルでどうしてもワクチンが余るというふうなときには、急な呼出しにも対応ができるように職場での待機が可能な市の職員への接種により、現在是对応させていただいております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 様々な施策について考えていただいているありがとうございます。今後、野洲市民の接種がうまくいきますよう、ご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。

ごみの焼却による熱回収について。野洲市健康スポーツセンター、サンネスに対してごみの焼却の熱を送っているわけですが、その熱量は足りていますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 長谷川議員の2問目、ごみの焼却による熱回収についての1点目、熱量は足りているのかということでございますが、現状において熱量は十分に足りております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） サンネスとどのような契約になっているのか。もしも熱が供給できない場合にはどのようなことになるのかなど教えてください。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 2点目のどのような契約になっているかについてですが、双方の契約により、年間80日間は炉の停止することができます。それ以上、停止した場合は、代替え燃料費分を市は払うこととなっております。

ただし、昨年7月15日にオープン以来、代替え燃料費分を市が支払ったことはございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 冒頭の質問でお聞きしました。今の質問でもそうですね。焼却量を燃やして熱を回収したものをサンネスに送るという過程で不足はないということで考

えると、夏場も冬場も送り続けた熱で足りているということになると思うんです。そう考えますと、夏場には熱量が余っているんじゃないかと思うんですよ。冬のほうが圧倒的に燃料、熱エネルギーが必要なわけです。室外を温めるなど、プールの水を温めるのももちろん、夏とは全然違う熱量の必要性がある中で、1番、2番の質問でお答えいただいたように、全くもって足りている、冬も足りているということであれば、夏にはその熱回収している、ごみからですね、そのエネルギーが無駄になってしまっているんじゃないのかなと思うんですけれども、その点いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3点目の夏には余るのではないかと、余った熱についてはどうするのかについてお答えいたします。

場外供給というのは、要求水準書により常時80度以上で温水供給をしなければならないという契約になっております。こうしたことからこの契約に基づき、熱を供給しているものでございまして、夏に余るものではございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 前の質問で出ました80日に関しては、一定、メンテナンス等で熱供給が止まってしまっても、野洲市側に罰則は発生しない、罰金などは発生しないということだったと思うんですけれども、実際にサンネスに供給できなかった日というのはどうなっていますでしょうか。日数等ですね。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 5月末時点で、健康スポーツセンターによりますと、炉停止によるバックアップボイラーの使用は39日間というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 熱回収によって、地球に優しい、そのようなことを目指す中で、39日間、ガスを燃やした、燃やさなくてはいけなかったというのは、少し悲しい数字なのかなと思うんです。メンテナンスを39日間行ったその日がサンネスの定休日じゃなかったわけですね。ですので、39日間という数字が出てきていると思うんですけれども、現在、もし今現在努力されていればそれでいいんですけれども、メンテナンス日をサンネスの定休日である火曜日に合わせるなどという努力はされているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 長谷川議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的には緊急停止のときは全く火をよれませんので行っていません。また、定期点検については、ちょっとそういうような80日という契約になっておりましたので、そういう、どういふのかな、ことについての、そういうようなことを考えながら停止をしているわけではございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 昨今言われていますSDGs、持続可能な社会、地球に優しいということを含めて考えていったとき、定休日に合わせてメンテナンスをすることも一定配慮されるといいんじゃないかと思うんですけども、そのような配慮は可能でしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 定期点検の場合ですと、ある程度、その費用、想定して停止することができると思いますので、少しでも地球に優しいような取り組みにしてみたいと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 熱回収によりサンネスに貢献した分、メンテナンス日を見てもらうと分かりやすいと思うんですけども、その日はサンネスがガスを燃やして熱を発生させていると思うんです。ガスで行った場合の価格及び熱回収で賄えないでガスを使った分の価格を月ごとに、サンネス開始からの分、お伺いできますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 4点目のガスで行った場合の価格及び月ごとの使用価格についてお答えいたします。

まず、熱回収により健康スポーツセンターに貢献した分をガスで行った場合の価格についてですが、契約上のボイラー燃料調達に係るコスト計算式により想定で試算しますと、1日9万2,000円となります。そうしたことから停止分を引いた285日稼働で年間約2,600万円ということになります。

次に、健康スポーツセンター開始からガスを使った分の価格を月ごとにとのことですが、確認いたしましたところ、昨年の7月31万2,373円、8月2万1,003円、9月

17万2, 227円、10月9万8, 249円、11月2万4, 000円、12月8万441円、1月12万7, 737円、2月5万3, 116円、3月42万5, 574円、4月4, 280円、5月15万2, 024円でした。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今お聞きした数字の中で、3月が非常に大きかったのは、例のトラブルが関係しているんですかね。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 再質問にお答えいたします。今の分につきましては、2月の定期修繕、これによって炉を停止した分になっております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） お聞きしましたデータのばらつきなど、今、見せていただいていると、ほとんどがこれ季節性のものよりもメンテナンスが入ったタイミングによって数字がこうになっているんじゃないのかなというふうな印象を受けております。

いずれにしても、メンテナンスの日数、39日から考えて、2, 600万円というのは契約上の話でちょっと言い過ぎなのかという感があります。これは感想です。

実際にメンテナンス日に該当した、1日とかに関してのガス代を参考値などでご存じだったら教えていただきたいんですけども。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 再質問にお答えいたします。基本的には月締めでございますので、1日の使用料については把握いたしておりません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） では、今ご紹介いただきました7月から年回って5月までの分の月ごとのメンテナンス日の日数をお伺いすることはできますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 月ごとの日数でございますが、まず9月に2炉停止ということでございまして、9月は12日間、そして、12月が3日、1月が4日、2月が6日、3月が2日、そして、5月が14日になります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 先ほども気になったんですけども、3月が大きな数字で42万円ほどかかっていたとおっしゃったんですけど、今聞いた値では、3月のほうは2日間しか止めていないとおっしゃいましたよね。確認です。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 3月については2日なんですけど、当然、ガス、水道もそうなんですけれど、検針日というのがございまして、大体20日が検針日になっておりますので、3月23日から3月の2日までの間ちょっと止まっていますもんで、それが3月分に影響したというようなものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） ちょっと言い間違えたみたいで、2月の23日から3月の2日まで炉が停止したというものでございまして、その分が3月に影響したというものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 今お聞きしたデータのほう、考えてみますと、メンテナンスによってサンネスがガス代を支払わなくてはいけなかったときの1日当たりを計算してみますと、先ほど言った日にちの問題もあるんですけども、丸めて考えて、安いときで1万円ぐらい、高いときで3万円ぐらいなのかなと、日当たりが。というデータが見て取れます。データないとおっしゃったんですけども、このデータから見てもそういう数字が出てくるのかなと思うんです。

仮に、高いほうの3万円で計算したとしても、360日、300日ぐらいですよ、1,000万にしかないわけですよ。ですから、2,600万円の実績ということにはならないんじゃないのかなと。年間全部ガスで回したところで1,000万円ぐらいじゃないのかなというのがこの数字から予想されるわけです。

そうは言っても、サンネスに一生懸命ごみを燃やして熱を回せば1,000万円ぐらいの効果は少なくともあるだろうということが分かりますので、やっていることに意味はあるのかなとは思います。

しかしながら、最初に指摘しました、夏場は、仕組みと契約では1日当たり9万円の保証をしなくてはいけなくて、そこを考えると、ちゃんと予定どおりやっている、無駄にはなっていない、規定どおり送っているということなんですけども、熱回収、その回収した熱を有効活用して、SDGs、持続可能な社会にしていこうというベースのほうの考え方からすると、かなりの無駄が夏場に発生してしまっているんだなということを感じます。

もう今さら、サンネスのほう、つくってしまいましたし、システムのほうもあるわけなんですけども、何らかの夏場の熱、発生している熱を回収して有効活用するような施策は取れないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 先ほどもちょっとお話はさせてもらったと思うんですけど、基本的には要求水準書に基づきまして、常時80度の熱を送らなあかんというのがこれが一つの使命になっておりますので、それ以降、もしサンネスのほうで何か使用されるようであれば、また有効利用ができるのかもわからないんですけど、市としてはクリーンセンターとしては、80度の熱を常時向こうに提供する。でないと、ひょっとしたら、水の入れ替えが急に必要なときとか、いろんな想定できない事象も出てくる可能性もありますので、市としては80度の熱を送り続けるしかないというものでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 最初にサンネス、熱回収の計画が上がってきたときと違い、今では大量の熱が発生していない状態でも熱の差があれば発電できるような施設なども出てきているようです。それらを追加で配置するなどをすることによって、しっかりと熱回収されたものが利用されていくような枠組みに進化させることを検討することはできないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 今の再質問にお答えいたします。

基本的に、一番最初、このクリーンセンターを造るときにいろいろな検討をしてまいりました。ただ、今のこの野洲市だけの単体のごみ量だけでは、やはり発電には向かない、できないというような結論でどうするかということで、余熱の利用というような形でさせてもらったのがこの事業でございますので、計画当初でも熱量が発電するに耐えるだけの熱量が確保できないということです。今後についてもそれだけの余裕はないというよ

うに判断いたしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 国会のほうで、最近、プラスチック資源循環促進法が可決しました。今まで熱回収を国のほうは推奨してきました。環境省のほうは。その方針にのっとって、野洲市のほうではクリーンセンターを造り、熱利用ができるプールを計画し、造ってまいりました。そして、サーマルリサイクルできるということでプラスチックを燃えるごみ扱いにして燃やすことで熱回収、サーマルリサイクルをしてきた経緯があります。

しかし、今回、国会で決まりましたプラスチック資源循環促進法というものの中身を見てみますと、サーマルリサイクルに関してはもうほとんどこれを熱回収、リサイクルとは呼ばないような流れになっています。

野洲市としてはこの新しくできる法律、プラスチック資源循環促進法に対してどのような対策を考えておられますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 15点目の質問になると思いますけれど、それにお答えいたします。

15点目のプラスチック資源循環促進法可決に伴いまして、環境省は熱回収をリサイクルと呼ばなくなりそうだが、市としての対策についてお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が6月4日の衆議院本会議で可決成立いたしました。法の基本方針の中に市町村の分別収集や事業者の自主回収の促進がございます。

一方、野洲市では新クリーンセンター更新の際に、平成28年10月から資源ごみとしての容器包装プラスチック類の分別収集を取りやめ、焼却による余熱を利用したサーマルリサイクルに転換してまいりました。

このように現在のクリーンセンターは容器包装プラスチック類を燃えるごみとして集めてサーマルリサイクルを行う目的で整備されたものでございまして、プラスチック類を一括収集し、処理することを前提に整備されたものではなく、一括収集のために必要な設備やスペースを有していないことから、これらを行うためには多大な財政支出も懸念され、プラスチック類の一括収集を容易に行えるものではございません。

今後につきましては、法施行に当たりまして、さらに国などからの情報収集を行うほか、

今年度開催予定の廃棄物減量等推進審議会でプラスチック類の処理について、今後どのようにしていくのがよいかを審議いただきながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） この法律が施行されましたら、また野洲市のほうでもプラスチック類を分別して回収していかなきゃいけないんじゃないのかなというように読み取れるんですけども、野洲市もまた新たにプラスチックを分けて回収するようになっていくんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 環境経済部長。

○環境経済部長（武内了恵君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

今まで旧クリーンセンターというんですかね、平成14年から資源化施設の建設を行って、プラスチック類を分別収集してまいりました。集められたものに対して手作業で分別をした。異物の混入が多かったというのがものすごくありまして、その中で手作業で、センターの中で分別していった中では54%が資源化へ持っていかせていただき、そして再生工場へ持っていくと、そのプラスチックの中にもいろんなものが入っておりますので、ペットボトルなんか単一素材なんで大丈夫なんですけれども、その中にもリサイクルに向かない塩ビ類等がございまして、そういうのをまた焼却に回さなあかんと。

最終、大体29%程度しかリサイクルはできなかった。こういうこともあって、次のクリーンセンターの建設時には3割弱しかできないならということで、その当時やったらもう熱回収というのは別に国でも認められておりましたので、それによって補助金を受けて整備したものが今のクリーンセンターになっているんですけど、処理費についても大体可燃の4倍程度、大体可燃が46円程度。しかし、プラスチック類については約180円かかるという現実がございます。

そうしたことも踏まえて、大体、今これを、プラスチックを焼却処分することによって約4,000万程度のお金が、削減経費が削減されているというのが現実です。

しかし、ただ地球温暖化というのは喫緊の課題であり、長谷川議員も言われているように喫緊の課題というのは我々も認識しておりますので、もしできるとしてはどういうことができるのかということを考えていかなくはならないということもありますので、やはりお金のこと、そしてまた土地のことも含めまして、これから市民のごみ出しのマナーも

含めまして、いろんなことを考えた中で、今後、検討していかなければならないのかなと。

ただ、やるとは今すぐには言えませんので、検討した中で結論を出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 長谷川議員。

○9番（長谷川崇朗君） 驚きの数字ですね。46円、180円もかかってしまうと。現状でも4,000万円も浮いているということですね。分けたほうがお金がかかってしまうと。29%しかリサイクルとして活用できない。非常に厳しい数字だと思います。

市民のほうがより細かく丁寧に分ければこの数字も改善されるかもしれないですけども、分けていた時代、まだ数年前なんですけどね、それなりに分けられていたように見えるんです。それでもこの数字だということは、おっしゃっているとおり、非常に厳しいのかなと思います。

なので、サーマルリサイクルという考え方をしていたのも分かるなというところなんですけども、先ほど出ましたとおり、野洲市の焼却炉では熱回収が完全にできているとは見受けられない中で、もしできることならば、プラスチック類を有効に活用できたらいいなという思いもします。

難しいところがあると思うんです。お金がかかってしまう。それでも環境負荷のほうを考えていかななくてはいけないのか、あるいは制度上、国の補助金がどれだけ受けられるのか、非常にバランス感覚のいる難しい喫緊の課題として現れてくると思います。対応のほうを何とぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（東郷克己君） 以上で通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から6月29日までの8日間は各常任委員会での議案審査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。

よって、明22日から6月29日までの8日間は、各常任委員会での議案審査のため休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 6 月 3 0 日は午後 1 時から本会議を再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午後 2 時 0 1 分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年6月21日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 鈴 木 市 朗

署 名 議 員 工 藤 義 明